

議 事 日 程

- 1 議案第46号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第47号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第48号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第46号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第47号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第48号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 井川 芳 昭 | 2番  | 清原 良 典  |
| 3番  | 中島 貞 次 | 4番  | 上山 隆 弘  |
| 5番  | 服部 千 秋 | 6番  | 長谷川 原 司 |
| 7番  | 井村 淳 子 | 8番  | 中井 政 喜  |
| 9番  | 嶋澤 達 也 | 10番 | 花畑 奈知子  |
| 11番 | 熊谷 直 行 | 12番 | 上田 富 夫  |

13番 村田興亞

15番 橋本恭子

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 山本修三

書記 藤井仁美

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘

教育長 圓尾哲一

生活福祉部長 丸尾満

教育次長 塚原二良

14番 桜井公晴

16番 北川嘉明

書記 木村和義

副町長 八幡儀則

総務部長 佐々木正人

経済建設部長 富岡慎一

財政課長 香田大然

(開議 午前10時00分)

議長(北川嘉明) 平成19年第5回太子町議会定例会におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達してますので、ただいまから平成19年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第46号 平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第1、議案第46号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番井村淳子議員。

井村淳子議員 おはようございます。ちょっとお聞きいたします。

3ページの債務負担行為の中の学校給食共同調理センター調理業務等委託事業が債務負担行為で出ておりますが、これについての設定理由と、あとこの契約予定金額、2年間の

ものであるということで説明されております。1年間単純に計算すると7,478万6,000円となっておりますが、この積算根拠を説明していただきたいと思います。

それと、11ページの社会福祉費の障害者福祉費の備品購入費のところで、障害者相談支援会議テーブルとか障害児を育てる地域支援体制整備用備品購入費とありますが、新事業だということで説明されましたが、これの詳しい説明を再度求めます。

それと、ちょっと戻りますが、8ページの戸籍住民基本台帳のところの需用費で消耗品費追加24万2,000円ですが、これはカードの増を見込むということでちょっと説明受けたと思うんですけども、今の現在の住基カードの枚数と、この増を見込むってその根拠というんですか、それをお答え願います。

議長(北川嘉明) 教育次長。

教育次長(塚原二良) 私の方から、まず1点目の債務負担行為の学校給食センターの関係の調理業務の関係でございます。

まず、期間としましては19年度から21年度と、こういうふうに期間設定しておるわけでございます。実際には、業務委託いたしますのは20年度と21年度、ですから20年4月1日から22年3月31日までの2年間という委託期間でございます。その限度額について、次でございますが、これにつきましては、去る11月19日に5社によるプロポーザルによる審

査を行いました。その中でプロポーザルの審査の内容としまして、業務の実績、学校給食への考え方とか、いろいろとそれについて審査を行ったわけです。その中にも見積額も審査の内容に入っております。その見積額が1億4,957万2,000円ということでした。その中身につきましては、20年度で7,482万6,000円、21年度で7,474万6,000円という見積もりが出てきておりますので、この額を限度額と、この2年間の限度額ということになります。内容的にはそうでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 11ページの備品購入の補足説明でございますが、まず障害者相談支援事業という上の段でございますが、これは障害者の仲間づくり、また地域交流、自己啓発などの社会参加を目的といたしまして、障害者、当事者が障害者の活動をサポートする形態によりまして、講座や教室等を実施するために必要な設備の整備を行う事業でございます。別名をピアサポート強化事業という別名で言っておる事業でございます。内容につきましては、相談支援用に会議用テーブル、いすのセット、また講演、研修用のいす、それらを収納する台車を購入するという内容となっております。

次に、障害児を育てる地域の支援体制整備事業でございますけれども、これらは障害児を育てる保護者の育児不安の軽減と、相談支援を図るために実施する次の事業を言っておりまして、どういった事業かと申しますと、障害児の育児経験のある保護者等との交流の場の設備、遊具の設置を行う事業でございます。

それから、相談支援の場における障害の早期発見のための療育機具の整備を行う事業ということになります。具体には、障害児の発達検査用の機具3点を購入をいたすところでございます。

それから、8ページのお尋ねでございます

たんですが、24万2,000円の住基カードの追加購入でございますが、今回補正で上げさせていただいたといいますが、19年度の税制改革によりまして、電子証明書等の特別控除制度、税の方で創設をされました関係上、公的個人認証サービスの電子証明書が付加された住民基本台帳、住基カードの取得する者の増加、急増が見込まれるといったことで、総務省からも発行体制、要はカードの在庫数の確保でございますが、それらの確保を求めてきておるところでございます。今回約200枚程度追加をしての予算をお願いするというものでございます。

これまでの住基カードの発行数のお尋ねもあったかと思うんですが、詳しい今の、現在の数字ちょっと手許にございませんが、この18年度末で約200枚程度ございましたので、それから50枚ぐらいは増えておるといふふうに思っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 再度お尋ねしますけれども、債務負担行為の積算根拠を、今2年度にわたっての金額は出していただきましたけれども、もう少し詳しい内訳というか、人件費とか需用費とか細かく計算はされてると思うんですけれども、それが分かるのであれば、分かる範囲でお答えいただきたいのと、あと行革の流れから見ると、コスト削減というのが民間委託に関するベストな方法だと思うんですけれども、果たしてこの数字がコスト削減が図られている数字なのかどうか、その点についてもお伺いしたいと思います。

それと、障害者の関係で説明いただきましたが、これは場所はどこでされるのでしょうか。それについてもお願いいたします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 場所につきましては、子育て学習センター、それと保健福祉社会館の2カ所でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 債務負担の年度額の、これにつきましての根拠ということでございます。これにつきましては、まず、ただいま申し上げましたように、5社によるプロポーザル審査を行った、その中で最優秀といいたいでしょうか、優先の交渉権者いわゆる第1位の業者、これの見積り額の金額がこの20年度で、今言いました7,482万6,000円という見積金額でございまして、この中身については今手許に持っておりませんが、業者が見積りした額、また21年度については7,474万6,000円ということでございます。

それともう一点、コストについてはどうかというお尋ねでございます。

これにつきましては、まずこの見積額、この私どもの方も見積額を提出の要件に求めています。これにつきましては、まず町の方もこのぐらいの金額が必要だろうという金額を設定しております、標準金額といいたいでしょうか、それよか、それ以下ということでございます。金額的に町の方が思った標準額といいたいでしょうか、その基準額は約8,000万円ほど設定をいたしておりましたので、この金額がよいかと、そういう考え方であります。

以上でございます。

（井村淳子議員「行革になっているか」の声あり）

議長（北川嘉明） 続けてください。

教育次長（塚原二良） 濟いませぬ。これにつきましては、ですから金額的にはいわゆる直営でやっていく、職員を補充して職員でやっていく方式、それと比べると民間委託の方で将来的には安なるということでございます。現在はご案内のとおり、パートでありますけれども、これを本来職員でやっていくということになりや、人件費の関係で安なるということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今説明はいただきましたが、直営でやっていく方法よりも、学校の調理の委託についてはいいんだということですが、

けれども、やっぱり言葉だけでなく数字で示していただきたいという思いがあるんですね、そうでないと比較検討ができませんので。今までにも福祉の委員会とかでも話は出ておりますけれども、こういう具体的な数字が出てきたのは今回初めてではないかなと私は思うんです。福祉の委員ではありませんので、そこは十分ではないかもしれませんが、やはり積算する中で将来的には町直営でやっていったらこれぐらいかかる、民間でやっていけばこれぐらいかかる、だから民営にするんだっていう、やはり具体的な示がないと、やはり行革行革しながら財政が厳しい厳しいと言われてる中で、町民の人にどうやって説明していくのか、そういう説明責任もありますので、できましたらこの数字を比べたものを比較検討できる材料を出していただきたいんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 今人件費の関係の委託についての、直営か委託かということでございます。これにつきましては、また福祉委員会の方へ提出したいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 これ質問回数に入れてほしいないんやけどな。というのは、こんなもん資料出さんにとって、こなもん出してたらやな、あかへんがな。これ学校給食の調理、いろいろ比べて、こうやという最終的なもんを出してくるんなら分かるけどやな、こんなもんいきなり債務負担行為出してきてやな、これ通してくれと言うて、これ議会ばかにすなちゅうのや。いや、しとってんなら、しとってんでええけど、これ分からなんだら否決しといてええんやからな。何も言うことないんやけども、そら。そやけど、通そうと思うんならもうちょっと丁寧な説明すべきやと思うよ。こんなもんで、あんた、一億円何ぼの

金、債務負担行為されたらやな、負担行為したということやな、1億5,000万円議会が認めたということになるんやからな。

だから、所管の委員会に報告しますというて、何ふざけたこと言うとのや、ここ議会で。本会議で資料出さんとして、委員会で説明しますっちゅような、ふざけたこと言うな。きょうちょっと私気分悪いんや、余り怒らさんとしてえな。ほんまに血圧上がって倒れるか分からんぐらい気分悪いんや。だけど、ええかげんにしいやちゅうんや。だから、議会に任すさかい、そこないなと料理せえおっしゃるんなら、そらそのままでもよろしいですけどね。質問入りますわ。

資料というか、もったきちとした説明しなさいと、でもう、とりあえずこんなもん引っ込めて、きちっと資料して、今まで言うてっとうように、民間がどうやとかがあがあとというて、とにかく対比したもんを出してこんかいなあ。パートやったら高いとか安いとかというてな、そんなあほなことあるもんかいな。ほんなら、民間委託した人は、民間の人はパート使わんのか。一体人件費がどうなってどうなった、材料費がどうなって、今現在直営でやったら1食何ぼにつつきょんやという説明もあらへんやないかいな。材料費代だけの説明してやな、かかった経費の説明一遍でもしたことあるか。高いや安いや言うたって、一遍の説明もしてへんやないか。材料は1食二百何ぼかかりますというのは説明したわ。そんなもんは、そら割ったら出てくるんねえ。だけど、それ以外に施設、かかった修繕代からやね、水道やったら償却資産まで言うてるやないかいな。そんなもん全部上げてこんかいな。

それと次に、9ページの太子町の議会議員の選挙費用のところですけれども、私の選挙に対する町の選管の対応、私は明らかに選挙妨害や思うとんやけども、私、あれ印刷をやり直すために走り回ったりしとるわな。結構経費がかかっとなのや。ここが上がってへんや。どういうこっちゃ。人に損害与えとて弁償

せんつもりか。私は補正予算で上がってくるんか思いよった。だから、じっと黙って見とったんや。上がってきとらへん、どういうこっちゃ。車で走り回っとなのやで。あんたら車1キロ走ったら何ぼの計算しょんのや。日当をどなんしょんのや。町長やったって、自分のとこの運転手つきの車で走り回ったら何ぼに経費つッキょんのや。あんたら走り回ったら金が要るけど、私が走り回ったら金要らんのか。余り人をばかにしなさんな。何がそなあ公務員というたら、そんなに偉いんじや。それ説明求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） ポスターの件につきましては、以前から選挙管理委員会としてのおわびを申し上げております。

公務員が偉いんかということですが、決してそういうような高ぶった気持ちじゃございません。

ポスターにつきましても、そういった中でおわびをさせていただきまして、一応選挙管理委員長の方からのご説明を申し上げまして、納得していただけたものと我々は思っております。

その損害賠償云々につきましては、これは選挙管理委員会の方からそういったものをとるのではなく、やはりそういう損害賠償という請求が相手からあって初めてそれをどうするかという検討に入るわけでございますので、町としましても選挙管理委員会の方からその予算を計上して、こうするといった考えはございません。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） これにつきましては、今単価のお話も出たわけでございますけれども、これは現在でしたら18年度の決算でいきますと1食当たりが387円、これは町全部入れてのことでございますけれども、それとあと委託をした場合には1食当たり現在が387円ですから390円、それから委託しますと、ちょっとこれは戻してないですけども、少し現在と比べると上がると、金額的には1

食当たり二、三十円は上がるということでございます。

しかしながら、これは将来的には民間ので安くなるということでございまして、これがまず直営でやる場合ですと、人件費といたしましては今現在6,100万円ほど人件費が要っておりますが、民間の場合には見積額でいきますので、これ7,400万円ほどになりますので、これはその間は高くつくということでございますが、10年後ぐらいの設定でいきますと、直営でいきますと7,900万円ほどになるということで想定をいたしておりますので、それに比べると500万円ほど減額になっていくと、将来的には。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 この間、ある鉄鋼メーカーが高速道路のパイプの偽装で板厚ごまかしたということ、社長以下頭下げて申しわけないという言うことわね。ほで、あつこの社長責任とつてやめたやん。1月でやめるとつて声明したやん、ね。それが普通の考え方なんですよ。あなた方ちゃうんや、間違つうとつたら、そつちから損害賠償言うてこんかいと、え、ほで選管の委員長が謝つたから、それで済んだやとつて、とんちんかな答弁しなはん。だから、私言うたやろ、だれが責任持つんやと、太子町の場合はだ、それぞれの担当の課長ですか、部長ですか、トップですか言うたら、町長どない言うた。会議録に書いてありますよ、町長が責任持つんやと、その責任者が一遍でも謝つたことあるんか。あらへんやないか。僕はそれがあつたら何も言わへんねや。

今あらゆるいろんな問題出てきよんや、偽装とかいろんな問題が。だけど、あれトップが謝つりよらへんか。民間は、それ当たり前や、これを世間の常識いうんですわ。ところが、太子は常識が通らへんねや、非常識なんや。その非常識をやな、非常識なやつやなと、職員がだれかが思うんやつたらええけど、職員みんなが非常識を非常識やと思わん

とつに一番問題があるつちゆうねん。何も分からんかな、それ。もっと世間の常識の上につて物事を判断していつたり、物事を進めていつたらどうですか言うつとんや。

ほいで、もし職員がそういう幹部職員でも、そういうことが分かつつて、そら違いますよと、こうですよつことを上司に進言ができませんような組織というつのは下の下、だから裸の王さん違いますかというつて私が言うつとるわけや。200人からおる職員の中つて一人や二人ぐらい、そら、あんた間違つてまつせつとついうやつがおらんのかい言うつんや。そんな情けない組織ですか言うつとんや。だから、そんな組織をつくり上げたらあかん、何ぼ言うつてもそれが分からんつや。ほで、それをチェックする議会がまた同じことやるから、余計またおかしなねん。どつかで何がブレーキというつ、これを変えていつこうつ、そういうどつかで意識が働かなんたら、もう組織むちゃくちゃやあ。太子町全体がおかしなことになつてまいよんじゃ。こんなおかしなことをやるんやつたら、ほんまに悪いけど、どつかへ合併しつた方がましやな思うつんや。だから、考え方を替えてください。

私は何も金や何が欲しいつて言よんと違つうんですよ。とにかつ当たり前の常識のある町につ変えてほしい、組織につ変えてほしいからいうつとんです。再度答弁を求めます。

それから、さつきの給食のことですけど、1食当たりの人件費、それから設備にかつとる償却、1食当たりどれぐらいな設備をしつとんやとか、光熱費は1食どれぐらいかかりよんやと、それを民間にしたときにはどれぐらいに減つていくつ、したがつてトータルこれだけ安なると。

例えば弁当方式にしたら、ほんなら何ぼになんねやと、それカロリーとかそういうなんは変わらんという前提につて、もし計算した場合にはどないなんねやつということまでも含めて、今まで議会でそういう意見が出たんやから、そういう意見につてきちつと調査

研究をして、それで町が考えたことが一番ベターなんやというのを一覧表に出してですよ、表に出して、これでいかがですかというて出してくるのは当たり前でしょうがな。質問されて初めて、口頭でうじゃうじゃうじゃ言うて、わけの分からんこと言うてやね。ほいで、こんなもんで予算通そうちゅうような、むちゃくちゃなことしたらあかんがな、1億5,000万円も。こんなやり方やから、あの14億円の水処理が通ってまうねん。あれやったってむちゃくちゃや。これまた話は別やけども、しかし一億何千万円の税金はこんな形で使われようとしとるわけでしょう。再度そういう詳しい資料が出るんですか、出ないのですか、説明求めます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） ポスターの件でございますが、議員ご案内のように、選挙管理委員会は行政委員会でございます。いわゆる地方公共団体の一般行政部門からある程度独立した地位を持って、複数の委員によって構成された特定の行政権を持つ合議制の行政庁ということはご案内のとおりでございます。総務の常任委員会でいろいろご指摘いただきまして、選挙管理委員長がその責任者として謝罪された。私もその総務常任委員会の席で謝罪申し上げたところでございまして、どういんですか、行政委員会の長が謝罪されてるということで、私どもとしてはそれなりの権限といいますか、任された方がそういうふうに謝罪されたということで了としたということでございますが、議員いろいろ思いもおありだと思いますが、担当部長あるいは担当課長等も謝罪申し上げ、総務常任委員会の中では十分なお説明をさせていただいたつもりでございます。ご理解を賜りたいと、このように思います。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 比較検討のお話でございますけども、給食センター、これにつきましては現在の1食当たりにつきましては、今ただいま言いましたように387円ほど

かかっているということでございまして、またデリバリー方式の場合は、姫路市の場合ですけども、1食当たり490円ほどかかるということでございます。

それと、人件費関係でございますけども、ただいま言いましたように、20年度と比べますと民間の方で、今民間と委託しますと少し民間の方が50万円ほど高くつきますけども、将来的、30年度で設定しました場合でしたら、比べますと1,600万円ほどが安くなるという試算をいたしております。

資料につきましてはできるだけ努力させていただいて、提出したいというふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 最後になりますけど、今副町長がそういう言い方したん、私もある程度のは分かっとな。だけど、そしたら、課長及び私の選挙事務を受け付けた職員、どうい、ほんなら処罰受けとんですか。これから気いつけと言うたら、それでしまいやっとな違うの。

選管や選管やと言うけど、あれ役場の職員違うんか、選管の職員か。僕は、太子町の役場の職員や思うたんやけどな、その上司というたら選挙管理委員長か。勤務評定だれがしょんや。余りとんちんかなこと言わんと、もっと素直になったらどない、お互い、意地っ張り張らんと。僕はそれを言うのや。ああ、悪かったな思うたら、ごめんね言うたら、それでしまいやろうが。そない頭下げられんほど偉い人か、大したことありゃへんやないか、何言うとなのや。僕はそう思うとなやで、僕やったって、そこらのおっさんと一緒ですやん、道歩いとったら、そこらのおっさんと一緒やないかいな。もっとお互いに素直になって、ああ、ごめんな、そうやなど、よう気いつけな言うたら、それでええんと違うか。そんなもんや思うとなやで。この問題は、きょうはこれぐらいにして、僕は4年間やりますさかいね。きょうはこれぐらいにし

ときますわ。

それと給食、そしたら尋ねるけど、炊飯器、どこのメーカーで、それからそのメーカー選んだのは、ほかのメーカーと比べてどうなんやと、食洗機も皆一緒、設備等について全然今の設備でそのままずっといくのか、それとも設備をいらわないというのか、いらうんやったら、その試算しとんなら、私が今聞いたようなことを全部説明できるか。できるんやったらしてもらうたらええし、でけんのやったらでけん言うてくれたら。僕はそこまでやってないと思うよ。やっとなやったら全部資料出してくれ。

あそこでもう大失敗しとんやから、14億円で、むちゃくちゃなことしとんやから、およそ常識で考えられんようなことをしとんやから、あそこで。それを黙って受け取とんやから。だから、この1億5,000万円やっただ、私信用できへんのや。なぜかと言うたら、あんなことしとうから。だから、信用できん。だから、もっとちゃんと説明してくれ言よんのや。そんなこと言うたって、1億円以上の金だっせ、100円や200円の金と違うん。それを債務負担行為で使いますよと、無条件で使えますよということは、債務負担行為ぐらい恐ろしいもんないんやから、ほかの予算やったらチェックできるけど、債務負担行為はもうチェックできへんやないか、そやろう。一たん認めたら、こんなもん、あんたらどない使おうと議会はもう蚊帳の外になるんやでえ。姫路市がモノレールで債務負担行為四十何億円したさかい、あんなことになっとなやてなあ。同じことしょうとしてんの、債務負担行為ぐらい恐ろしいことないんじゃから、一遍一遍予算出してきたら、まだそのときそのときでチェックできるやんか。だけど、債務負担行為でやられたら、これ3年間ノーチェック、あんたらやりたい放題やれるのや。だから、それぐらいなもんを出してきよんなら、それぐらいなものを、3年分なら3年分、5年分なら5年分の資料を出してこなあかんのや。それを何の資料も出さん

とって、債務負担行為3年間認めてくれっちゅうような、そんな恐ろしいことを何で平気でやるんや言うんや。分からんか、僕の言よること。債務負担行為というたら、それぐらいなもんでっじゃないかいな。こんなもんめったに出すもんと違うんやわ。それを簡単に、おまえ、あんな債務みたいな形で出されてたまるもんかいな。

これで置きますわ、質問。ちょっとごめん、中座させてね。体調がちょっと、もう一つようないんです。

議長（北川嘉明） あ、答弁だけ聞いて。副町長。

副町長（八幡儀則） 再度ポスターの件でございますが、ご案内のように行政委員会は、政治的な中立性を確保するという観点から一つは考えられております。いわゆる町の指揮監督を受けない、また委員は議会の同意等を経た上で選任される。すなわち執行機関が1つの機関に集中して、行政の公正さが損なわれることを防ぐために、日本の地方自治制度では行政委員会制度を設けておりますということで、その行政委員会の長である選挙管理委員長が謝罪された。そして、担当である、いわゆる選挙管理委員会の事務局長も謝罪申し上げ、直接私どもは権限持とりませんが、私も総務常任委員会で出ておりますので私からも、また総務部長の方も謝罪を申し上げたというところでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） この債務負担行為の件でございますが、これにつきましてはただいま説明いたしましたように、20年度と21年度、実際の委託期間、これについての債務負担行為でございます。

それと、単年度におきましてはその予算、20年度の予算の委託料の中でご審査いただくと、それと21年度の新年度予算の中で、またご審査いただくということになるかと思っております。

それと委託業務を委託、いわゆる調理業務を委託するわけでございますので、今の現施設で業者が入って、調理業務を行うということでございます。ですから、今、炊飯がまの話も出ましたんですけども、基本的にはそのものを使っていたかと、そのメーカーまで私に知っとるかと言われたんですけども、そこまでは存じておりません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

9 番 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 まず、細かいことじゃなしに、先ほどの上田議員の質問に出ましたポスターの件、あれもともと事の起こりは、選挙管理委員の事務局長ということですが、片やもう一つの役職は総務課長ですね。総務課長の立場でありながらですよ、縦のポスター、横のポスターを、それをうっかりミスで済ますということは、私らはたで聞いておってもおかしな話、嫌がらせしか何も思わん。というのは、今名前しますけど、北川議長のポスターは横ですよ。それ最初からですよ。それを予備審査のときに認めておいて、1週間後に、いかん、これあきまへんというようなことをほかの者が聞いたら何か、こんな総務課長ともある人がうっかりミスで済ますような問題ではないということが事の起こりなんですよ。

だから、そのうっかりミスでしたんや、済んまへんというなことだったということは、これはちょっと総務課長の立場でありながらおかしんじゃないかということが、これは私も当事者の一員ですから感じるわけですが、そのときにうっかりミスで済ませて済ませませんでは、ポスターイコール自分の信条を訴えるものですから、町民に対する感覚というんか、自分を知っていただくには必須道具ですから、それを縦と横で違いまっせというな、もうもってのほかの返事をする事自体に、思慮が欠けてるということがあると思いますので、まずそれはそれで再度その選挙

事務局長の立場で、片や総務課長ですから、それはうっかりミスでは済ませる問題ではないと思います。その件はそれであれ。

あと債務負担行為の給食センターの件ですが、要は、お役所仕事してもうたら困るということですよ。民間にしたら将来は安なるという、民間でできること何で役所できん。人件費等なんかでも、それぞれ工夫をすれば簡単にできることですよんか。それを民間がすべて正しいような、安なるってなことを、要はあした安ならなあかんのですよ。

それと、民間委託すると調理する中身についてだれが保障するんですか。今偽証の牛肉でも国産使うとるや言うとして、全然違う外国産使うてますやん、給食センターで。あれ四国の方だったかな。そんなら、それを民間に委託したら、民間に委託したときに民間の業者がそういうふうな問題を起こしたり、不正行為を働いたときには、だれが責任とるんですか。そうでしょう、結局ほんならもうえらい、きのう、きょうのテレビで代表者が、テレビのすべてのチャンネルで謝罪会見してますやん。あんなん涙流しとるけど、あんな僕らから見れば、そんなうそ涙というんかな、人をばかにしとるような姿勢ですよんか。それが今世の中の現実ですな。ところが、迷惑かかるのは、ああいう民間企業は自分とかがどないかなればそら済む。ところが、給食センターというところは、子供が全部食するんですよ。その責任はだれがとるんですか。

それと、今1食何ぼでどうのこうのというて言うてますけど、本来コスト計算というたら、建物を建てて、それから道具があって、材料があって、それを全部して、それで1食何ぼというのが、まずコスト計算です。建物建てて、道具そろえて、調理だけ委託する。そんな調理委託するのに、何で民間ができて行政ができませんのですか。今現在ではパート云々で、先日でも決算委員会で、パートというたら定着率が悪いとかどうのこうのと言うて、パートの皆さんをばかにしたような言い

方しましたね。これは当然議事録残ってますから。そういう物の考え方でそういう施設、子供にとって大事な施設を運営していく、それも給食センターの所長ですやん。だから、もっともっと次元を変えて、給食センターというものを、まず食育、地産地消というような原則から立って、子供のために、太子町の子供がこれから将来を担うためにも、食育ということはもう本当に大切なことだと、私はもう絶対これ大切なことだと自信を持って思ってますからね。それを何の研究というのかな、普通でも考えられない債務負担行為として後使うというんじゃないしに、給食センター、まして給食事業そのもののあり方を再度プロジェクトでもつくって見直していく必要は、行革の中でもただ単にそれだけ起こしたらええというんじゃないしに、中身も父兄をもっととか、いろんな方を交えて、これから太子町の子供のためにどういうふうに、給食センターイコール、それを生かした教育に持っていくかということまで発展させていくべきだと思うんですよ。

それから、材料にしてもやっぱり地産地消ということも、もうこれ必須条件ですから、地域の方にいろいろと生産していただいて、それを消費していくということでしょう。それで、去年だったかな、おとどしかったかなあ、本当にハウレンソウは35センチ以上になったら購入できませんというようなばかなことをやっとなですよ、給食センターが。35センチ以上になったらハウレンソウ食べられんのか言うんや。ちょっと工夫した料理すれば、ハウレンソウ、そこの宮本の方ですよ、1反ほどの田んぼが皆すいてもたった、ごみになってもうたがな。そんなばかなことをやっとな給食センターが、次長ももっと中身を知らなあかん、現実を、ねえ。

ジャガイモにしてもタマネギにしても、サイズはこれだけでないとかかんちゅうなことで、だからこの地域でつくられとる方、結局大きいのか小まいのあったん、皆無駄ですやん。そういうことの現実を、机の上に座っ

とらんで、もっと見ていって、今後太子町の子供にどうしてやったら、おいしい、栄養満点というんですか、そういうものを食べさせていくか。まして、地域の方の協力を得て、安いものを購入していくかとかという方法があるかと思うんですよ。

それから、もっともっと全体を、給食センターのあり方、給食のあり方を再度、今のやっとな姿を見れば、行革のうちに入ってない。私の思いは、これ私議員の中で私だけじゃないと思いますよ、多数の皆さん思いますよ。ただ、こんだけ言うか言わんかだけです。やっぱり、もっともっと下までおりて、もう再度、給食センターのあり方を再度検討するべきだと思いますよ。

それと、建物が古なったというたてね、ほんなら今柱倒れよんかということになりますやんか。ましてや、民間の企業にとってはリフォームして補強して、いかに建物のコストを安くして、長もちできるかということの研究して、実質社長自身がみずからやっとなられる企業もあるんですよ。

議長（北川嘉明） 質疑を続けてくださいね。

嶋澤達也議員 うん。だから、その辺のことを再度検討することを願いますけど、いかがですか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、地産地消の規格のお話、ハウレンソウのお話、ジャガイモのお話が出たわけでございますけど、限られた時間の中で、いわゆる給食に間に合わすということが、まず第一でございますので、ジャガイモの話も出たわけですけども、調理時間の短縮ということで規格的には、要するに画一的に大体同じ程度のものということでございまして、例えばジャガイモ一つにとりまして形が悪いというようなものでしたら、包丁を何回か余分に動かさなだめというようなことで手間がかかる、いわゆる短縮、限られた時間の中におさ

まっていけないということもございますので。ですから、地産地消で地元の野菜も使ってるんですけど、それは少しは多目には見ておりますけども、物がやっぱり悪くなると、納入はちょっと控えていただきたいというようなことになります。

それと、1食単価のお話ですけども、ただいま答弁させていただきましたけれども、18年度が1食当たりが約387円についていると、それと建てかえた場合でございますと、今試算しておりますのが1食当たり440円ぐらいにつくだろうという試算でございます。またデリバリーの場合でしたら、姫路市のを参考にしたわけでございますけれども、490円ぐらいついているということでございます。

それと、人件費の関係でございますけども、これにつきましては、いわゆる今現在はパートの方々に、それで運営しているというように実態でございますけども、これは平成10年度ぐらいから民間委託にしていこうという考えのもとに、いわゆる正規の職員は補充、退職の後の補充をしてないということで現在に至るとるわけでございます。それをいわゆる直営ですつといくということになりや、補充していくということになりまして、そうした場合の直営で20年度、これを試算しましたら6,100万円ほど人件費にかかるだろうということで、民間委託でしたらこれが、見積額ですけども、その業者の見積額で6,200万円ほどになってますんで、これ差が現在では、20年度で対比しますと55万円ほどの差があって民間の方が高いと、しかしながら10年後、職員は人件費が上がってきますので、定期昇給がございます、そういう関係でいきますと平成30年、これは想定した場合ですと、民間委託の方で約1,600万円ほどは安くなっていくだろうという試算のもとでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） うっかりミスで

は済まされないだろうということでございますが、本人も以前、総務委員会の方におきまして、本当にミスであったということでございまして、これだけは我々が、それぞれが感じ方が違うと思うんですが、選挙に対しましてはポスターのそういう確認といたしますのは、4年に1回実際やることでございます。これは町会議員のポスターだけの確認でございますので、その間人も変わり、いろいろとしますので、そういったことが我々としては起こり得ることもあると思います。しかし、そういったことが起こってはならないということも、これも現実でございますので、その点につきましてはおわびを申し上げたいと思います。

しかしながら、ミスかどうかというのは、これはあくまでそのときの状況にもよりますので、1週間前にはなかったことが1週間後は起きないだろうというような確定したような状況ではございません。したがって、我々としましても、私も以前にそういう経験もございしますが、できるだけそういうポスターの検閲をするときには事前に確認をして、研修的にやるんでございますが、やはりその当時実際に次から次来ましたら、すべてが全部頭の中にあって100%間違いがないような確認ができたかどうか。これは、やはりそのときの状況にもよると思います。したがって、いろいろと選挙管理委員長並びに書記長、これは総務課長が兼務という形じゃございません。あくまで総務課長が書記長を兼ねるということだけでございまして、その者は選挙管理委員長から辞令というものが出ておりますので、あくまで選挙管理委員長のもとにおいて業務を執行するというところでございます。しかし、片や総務課長という肩書もございまして、これにつきましては上の方より、やはり嚴重注意はされております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほどの上田議員の質問で、ちょっと間違っておりますので、選

挙管理委員会事務局長というように表現いたしました。選挙管理委員会の書記長ということで訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 まず、選挙のポスターの件で、そんなやりとりをする気はありませんけれど、普通素直に考えて、枠の中にあれば丸でもペケでもいいんですよ。そのぐらいのことぐらいはイロハのイで、相手書記長だったかな、がやね、それで僕感心したことは、職員を褒めるんじゃないですけど、もう一人事務局の人おりましたね。その方はもっと詳しく中身のことまで勉強してましたよ。僕ら教えてもらうことたくさんありましたよ。だから、その書記長が勉強不足も甚だしいんじゃないですかということ、もうこれやりとり、僕が言いたいのはそうです。皆、その仕事につくときに、それなりの勉強してるんですよ。ほんで、ポスターの枠の中にあれば、自分の宣伝というたらおかしいけど、宣伝ですね、の行為ですから、それはその候補者の最良のもんですよ。枠内に入っておれば大体、よほどの社会通念上おかしいなと思うもんは、そら候補者も避けるべきですけどね。それは基本的にイロハのイですから、そんなやりとりはやめときましょう。何もどうのこうの言うんで、ただ簡単に間違っただけを、うっかりミスで済ますということでは、これはやっぱり選挙そのものは、我々前にも話しましたように、議員候補者、議会候補者は全部命がけでやってるんですから、うん。そんなことですから、あえてそれだけ言っときます。

それから、給食センターのどこ、私そんなことどうのこうの言うて、答弁もろとん違うんですよ。基本的にもっともっと考えていく方法、形のいいもん、調理時間の短いあんなの、私あなたから答弁もらおうと思うてません。そんな方法は、我々民間だったら、や

はり商売である以上、そんなもん簡単に考えていきますよ。どないしたら安いものを安く使って、いいものをつくっていくかということ、人に負けんように考えていきますよ。あなたジャガイモ切った経験ありますか、何百個というて。形のよいもんでというて、どれが形がいいんや、それやったら、そこまで言うんだったら。僕の言うのは、あなたのような立場の人だったら、全体的にそれぞれの担当者に一遍研究してみいという指示を与える立場の人でしょうが。ジャガイモの切り方、そんなことを聞いとん違うんですよ。だから、もっと大局的に子供のために、現実にとしたらコスト安く、いいものかということ、それ、あなた自分でそこまで詳しくなければ、詳しい人に相談したらええんですよ。また、来てもうたらええんですよ。勉強するということは簡単ですよ。そやから、そういうことをもっと指示をあなたはしてくださいよと、それが立場ですやんか。だから、あなたの立場を生かして前向きに考えてくださいと、それと議会に対しては当然資料そのものを、対比できるもの、民間だったらこうだと、行政でやればこうだというものの比較を、行政が甘い見積もりとか、甘い考えではいけませんよ、当然ね。だから、そういうことをそれぞれの担当者に、あなたはもっと考えていい方向に進めえと、その結果報告しなさいというのがあなたの立場でしょう。だから、僕はそれをお願いしとるわけですよ。そういうことです。

議長（北川嘉明） 教育次長。

（嶋澤達也議員「いや、だからお願いしよるからどうですかと言う。言葉足らずで」の声あり）

教育次長（塚原二良） 給食センター、食材の地産地消の、いわゆる地元産をというお話でございます。これにつきましては、私どもの方もなるべくそういう夕市、夕市部会等もございまして、できるのであれば使っていこうという考え方のもとであります。これにつきましては、だんだんと量的には増えて

きてるというお話を聞いております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

4 番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 この債務負担行為の学校給食のことですけれども、先ほどの次長の説明なんですけれども、過去の福祉の中での説明とは若干違うのかなというところがございましたので、確認の意味も込めて質問をさせていただきたいなと思うんですが。

将来的に委託をする部分での値段のよい部分というのは、結局本来の給食業務というものは行政側の職員と、それからパートの職員がフィフティ・フィフティであると、その中で行うことをすることによって、将来的には責任を果たせるということで、そういう形で遂行したいんだけど、現状はできない状況であるから、そういう形からの業務委託であればメリットがあると。現在の職員2名の残りパートのような状態で委託をして進めていけば、それはなかなか金額的には大きなメリットが出ないとセンター長は、私は言ったのを覚えているんですが、その辺のあたりがどうなのかということ、ちょっとメリットの部分ではっきりと説明いただきたいのですが。

ただ、実際、もうじゃあ業者の方は決まっているんですか、契約として、その中身について。だから、委員会でももっと説明をしっかりと、資料を求めていただきたいということなんです。要するに、将来的効果というのがお金の問題、もちろんそうなんです。業務的、内容的に説明をどこまでかしてほしいと、お金を払うことで住民は何を獲得できるのかということの説明をいただきたいなと思いますし、先ほどの答弁の中でも、最初の質問では20円か30円上がると、1食387円が。でも、実際には440円で、これ20円か30円の枠じゃないんですよね。そういうふうに説明を丁寧に私はしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） ちょっと申しわけございません、言葉足らずの部分がございまして。今現在で18年度決算ベースなんですけど、これでいきますと387円ということございまして、その440円というのは、これは例えば建てかえて今後やっていく上においてはこの440円、改築後の単価でございます。それと、デリバリー方式は何ほかということで、これは490円だというようなことございます。

それと、業者との契約は既に済んでるかというお話でございますけども、これについては、この債務負担行為、今現在はプロポーザルによります5社で、1社を最優先の契約交者と、交渉の相手ということで一番優秀な業者がございまして、この債務負担行為を決定後に、その業者と交渉していくということです。これにつきましては今申し上げました内容的な、この交渉、最終的な内容はあと金額、見積もりを出されておりますので、これについて、この金額で今1億4,957万2,000円を限度額として設定してあるわけでございますけども、この限度額内、少しでも安くならんかという交渉を重ねていきますので、まだ契約はいたしておりません。この決定後という、議決後ということになります。

それと基本的に給食センター、これは人件費関係の経費のことでございますけども、いわゆるこれは試算しておりますのが、例えば10年度から職員は、正規の職員は補充してないということですので、これを補充していった正規の職員を、今は2名ですけども、通常でしたら13名ほどなりますんで11名を補充したと、それで維持しているという状態、それとパートはまだ13名使ってますよと、その中でも。そういう試算をしまして、20年度そういうふうに仮定した場合には6,200万円ほど要するだろうと。それと民間委託、これは業者が見積もり、今言いました業者が見積もりを

しておりますので、それは6,200万円ほどでございまして、その差が54万円ほどあると。ですから、民間委託の方で今は高いなということになるわけでございます。

しかしながら、35年度、10年後におきましては人件費の方が、町の直営の場合でしたら7,890万円ほどですので7,900万円ほど要するだろうと、民間委託の場合は、いわゆる職員でしたら毎年固定された調理のそこだけで異動がございませんので、年を重ねるごとに、いわゆる昇給もあるということで固定している。こら、民間委託の場合でしたら大きな器の中ですので金額設定できるだろう。この民間委託の、今業者の方が試算しておりますのは、民間委託で正社員が11名、パートで20名でやっていくんだということでございまして、今言いましたように、最終的には10年後には1,600万円ほどの削減ができる。いわゆる業者のが安いということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 現状のパートがたくさんいるような段階から、この業者委託をすることによって、今の現場の状況より給食センターの現場はどのようになって、どんなメリットがあるんですか。それを、やはり業務上、確かに今パートが多いのは、過去からも給食をする上でなかなか苦しい状況であるということは説明されてましたし、その辺、だから実際のパート、職員が2名入って、パートを雇ってる状況でも13名ですか、それで計算をされてるわけですよ、その先ほどの説明では、ということは、その分雇われた行政の職員が入ったぐらいの給食センターとしての業務には能力が持てるようになると理解しておっいたらいいわけですね、それは。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 現状と委託との比較ということでございますけども、現状ではパートということでございますので、どうしても、例えば子供さんが夏休みとか学校の休みということになったりすると休まれたり、

それと子供さんが風邪引いたら休まれたということで、ちょっと安定したといいますが、そういう不安が確かにございます。いっときに、石海地区の方が少し多ございますので、3人、4人というふうに一度に休まれるというようなことになりまして非常に不安定ということでございますので、その点は業者でしたらそういうことはないということで、この部分は一番大きいところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 3回まででした。

その辺、またパートの方の、今おられる方の担保ということも気になるとあります。それはまた委員会でお聞きしたいというふうには思うんですが。

あと別の件で15ページの学校管理費の光熱水費追加62万5,000円というのは、何か特別に、やはり今年特別に何かあるんですかね。何かこの追加の分というのは、どういったような状況で、これだけの額の追加でしょうか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） これにつきましては、今までといいましょうか、これを補正組む前の毎月の実績によりまして、決算見込みを立てた場合に62万5,000円ほど追加をお願いしてるということでございまして、大きな要因というのは別にございません。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今、先ほども、これはくどくど言うても何ですけども、上田議員、嶋澤議員が言いましたようなことについては、昨日も私言いましたけども、町の中で一つの過ちなり、またそのミスで多大な迷惑をだれにかけるかというたら住民にかけると、こういうことに対するけじめをつけないという、ちゃんと責任は責任として明確にして、けじめをつけることがないからこういうことになる

んです。だから、その点ははっきりしといてください。

それから、給食問題は後で言いますけども、この補正予算で基本的には書類でも、提案理由の説明でも人件費の補正と、それから事業執行に伴う関係経費の調整及び債務負担行為だということに説明がされているわけですが、1つ、歳入について、徴税等に係ります歳入、特に滞納の収納等の実態、そして予算計上が行われるような形になっているのではないかと、こういうふうに思います。そういう点ではどうかと。

それから、その裏腹の関係で財源調整で財調から繰り入れるという形が1億6,250万円あるわけですが、これらの歳入全体のことです。今後の見込みを含めて説明を求めます。

それから、財調の取り崩し後の残は幾らになるかという点の説明を求めます。

それから、歳出でいわゆる電子計算機費のシステムプログラム修正委託、それから庁内LANの工事請負費、それぞれ220万円余りと40万円が補正されるということですけども、この具体的内容について説明を求めます。

それから、賦課徴収費で印刷製本費が計上されておりまして、59万2,000円なんですけど、新システムによる納付書の発行と印刷と、それからそれらを送る通信運搬費で60万円余りが補正されておりまして、これらのことについて内容の説明を求めます。

それから、過誤納還付金の70万円についても、どういうことであつたのか説明を求めます。

それから、やはり参考資料ではいろいろつくってはくれているんですが、具体的に例えば児童福祉総務の中でも遊具の追加があると思うんですけど、どこの遊具でどういう形のものかというぐらいの説明はしても罰が当たらんと思うんですけどね。そういう説明をしてください。

それから、土木総務費の地図情報のシステム改修委託料の追加で、これは街区の基準点

ということでの説明はあるわけでありましてけれども、具体的に減額をしております。それぞれ120万円あるいは50万円の減額ということになります。まちづくり助成金については、今後の見通しも含めて説明を求めます。

それと、土地区画整理事業の駅前土地区画整理事業の調査設計業務委託料の減額1,030万円ですが、これは大きいわけですけども、実際にどういうものなのか。

それと、非常備消防費、消防施設費の補助金についても、あわせて説明を求めます。

それから、給食センター費で需用費の燃料費、それから光熱水費の追加がございます。また、複写機借料などがここで、この時点でこういう追加が上がるということはどういうことなんですかね。その説明を求めます。

それから、債務負担行為につきまして、これはそれぞれ議員が尋ねていることに、私はこの議会の名において具体的な資料をこの席に提出すべきやと、そうでないと審査も、こういう予算審議はできないというようなことになると思うんですね。それで、特に私は一般質問でもこの間申し上げましたように、給食は実施をする、また学校給食法にいう教育上の重要性というのは何も無視することはありませんけれども、だからいわゆる給食を実施するというので、引き続き実施していく上で先ほど来出ておりますような、いわゆる公営でやるか、あるいは公設のもので民営をするか、それから全面的に外部委託をするか、こういう給食方式にもいろいろあるわけですが、それぞれにまた問題点もあると思うんですけども、本町の財政を踏まえ、また給食の趣旨をしっかりと踏まえ、合理的で効果的な方式の選択が必要だと、このために原点から見直さないといけないと、私今も思います。そういう点で、今も所管の常任委員も聞いてるぐらいですから、なかなかこれは納得がいくような、まず理解をし、納得のいくような協議、それが必要だと思うんです。それが無いからこんなことになるんだと思います。

民間委託の場合のことが、今町は長期的に見れば、先ほども説明がありますように節減効果があると、こういうふうに出ておりますが、先ほど来説明しておるものの中でも、施設の建設費から機器の改修費、それらの結局減価償却を含む総経費がどういうふうになるかは、なお説明がないわけですね。だから、比較対象にするにも職員がどれだけついて、どういうふうになったら直営の場合と民間の場合の比較は説明されてるんですけども、民間は安いものという前提に立ってだと思えますよ、いわゆる労賃なんか。だから、それを当たり前とするかどうかによっても大きく違ってくるし、将来にわたってこの業者を、例えばですよ、私はそれを肯定しませんが、将来この業者はだめだと、経費も高くつく、そして入れかえをしようというようなときに簡単にできるかどうかというのはあるですよ、これは。

だから、今ごみ処理がそうなんです。やはり、もともと町が持っておりましたパッカー車等の自動車を業者に譲って、そしてそこで収集業務に携わってもらおうと、こういうふうなことにして、ほとんどの業務については町が査定をすると、ご存じの人はたくさんおっけてやと思うんですが、車何ぼで、人が何ぼついて、安全運行のためには何%それを上乗せしていくのかとか。もちろん自動車を運転する場合は運行管理が必要ですし、事故を起こすことの場合もありますから、そういう点では事故が起こらないように注意はするのが当たり前なんですけど、中身まで突っ込んで、今日の行政組織では生活福祉部の生活環境課何々係っていうようなぐらい査定をしようというような経過があるわけですね。だから、これもそういうことをやるんかということになるんですわ。そしたら、もう飼育殺し、またそういう動きがとれんような形をとって、そしてこれだけ経費がかかりますよというたら、言うままに引き上げなきゃならんと、競争の原理が働くどころか働かんようになってしまうと、こういうことも含めて整理

をしておかないといけません。

だから、いわゆる建築費、設備費、それらを含めた償還を含めて積算をして、そしてこれからどういう、先ほど来出てくるようなコスト的にも節減ができるのか。私は言うておきますけれども、献立とか食材とかには、注文は行政がつけるというのはどこでもつけられるし、つけるべきやと思います。だから、それはそれを前提にするというようなことでないと比較対象できませんので、どういう形で対応するかということになると思うんです。そういう面できちっと説明がなされないといけません、それらについての具体的なやっぱり比較対象資料を本席で出してください。そうでないと、まともな論議はできないと思いますので、それは求めたいと思います。

それから、業者は決まってないというものの、5社のプロポーザルを得たと、そして町の見積もっている8,000万円に近い業者とこれから交渉すると、こういうふうなことを言ってるんですけども、町の試算であっても、その町の試算はどういうものなのかが問われます。それぞれ業者がどういうことを提示をして決めたのか。そういうこともしっかり見詰めないといけませんので、ここでそれらの資料の要求もいたします。

それ議長がちゃんと取り計らいせなアカんで、私は資料要求しよんやから。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 私の方から、まずお答えを申し上げます。

財政調整基金の繰入金額が1億6,250万5,000円でございますが、今回の財調の繰入金ポイント、11ページにございます大きな額で申しますと、老健特会への繰出金の追加で1億5,297万6,000円上がっておりますが、これは特会担当者に聞きますと、本来ですと、この時期に国からの交付金があるはずのところ今年度は見込めなかったために、この12月議会で1億5,000万円を超える繰出金の追加が生じたものでございます。ですから、歳出におきまして、老人医療費の中の

1億5,000万円、この額を引きますと、財調との差額は約1,000万円ぐらいということでございますので、今回の財調のこの金額のポイントの大きなところは老健特会だと思っていただければ、ありがたいと思います。

それから、今時補正後の財調の残高は6億6,410万9,000円になる予定でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、7ページの電子計算機費の委託料でございますが、業務システムプログラム修正委託料の追加ということでございますが、これは地域包括支援システムの住民記録と介護データの連携機能の追加ということでございます。現在はそれぞれ単体の機械でやっておりますので、今回のこのリプレースに合わせまして、それを連携して情報を取り入れるというための委託でございます。

それと、市内LANの工事でございますが、これは国保加入者の予防事業に係る国保連合会との直接の連絡のための市内の中の町民課と電算室を結ぶ配線の工事の関係でございます。

それと、8ページの賦課徴収費の印刷製本でございますが、印刷製本につきましては現在新システムにリプレースをいたしまして、今後口座振替依頼書とか、そういったそれぞれ督促状、4期以降になるんですが、そういったものの書式が若干違ってくるようになります。そのための印刷製本でございます。

それと、通信運搬費でございますが、通信運搬費につきましては、徴収強化というための滞納者への文書催告、差し押さえ執行、そういったものの発送がかなり出ておまして、全部で約6,400余りが増加するような予定でございます。その役務費として60万4,000円を置かせていただいております。

それと、過誤納還付金の関係でございますが、これは現在500万円近く現予算では置かせていただいておりますが、町県民税、これは修正申告等がありました関係で還付が発生

しております。そして、法人町民税におきましても、これは予定納付ということで納めていただいた中で最終的な申告があり、精算の結果還付していくというものもございまして、現在置かせていただいております。今後の実績に合わせまして、まだ約70万円近く多分要るだろうという予測のもとに、一応町県民税と法人町民税に係りまして置かせていただいております。

それと、債務負担の方の関係でございますが、人事給与システムのリプレース事業ということで、今回債務負担という形を置かせていただいております。これは、現在総務課の方で稼働しております人事給与のシステムを取り入れてやっておりますが、これも当初、平成20年のこのリプレースを予定しまして、置きかえをする予定でございましたが、現在のシステムにつきましては、この平成20年度より創設される後期高齢者の医療制度に係る保険料の天引き及び給与実態調査等の帳票作成をする段取りでございましたが、今のシステムにおきましてはサポートができないと、このサポートができないといえますのは、太子町は今現在のこのシステムは、平成14年からこの19年まで利用させていただいておりますが、このシステムにつきましては平成8年につくられておまして、既に他市町ではその時点から使用されたものでございます。したがって、10年以上たっておりますので、そういったシステムの修正がきかないといったことから、新たにシステムを入れさせていただきたいということでございます。

ただ、後期高齢者の給与天引きということになりましたら、職員の分につきましては平成20年4月からこれを稼働する必要がございます。したがって、この12月以降にそういったもろもろの作業をしていただきまして、実質の支払いは20年4月以降から5年間発生をするということでございます。金額的にはハードウェア分、それとシステム導入費、現場の調整費、財務会計システムとの連

携ということで金額的には518万3,100円、単年度にいたしまして103万6,620円の支払いとなる予定でございます。ただ、今回入れさせていただきますましたら、5年たてば当然5年以上は再リースという形の関係で、それ以後は使用料が10分の1に減っていくという形でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方から12ページの一番上段にあります児童福祉施設整備事業補助金の件で該当自治会のお名前を申し上げます。

沖代地区で遊具は雲梯、滑り台、鉄棒ということでございます。それからもう一地区として、川島で滑り台、ジャングルジムの補修ということになります。

それと次に、13ページの下段の方にあります地図情報システム改修業務委託料、これにつきましては、17年、18年と太子町のD I D地区で測量されております都市再生街区基本調査、これは多分広報にも載っていたと思うんですけども、これで調査されたものは太子町に移管されております。その運用が、平成20年度から実施されるということで、今後D I D地区及び近隣についての地籍測量図といえますか分筆とか、そういう測量に対してはこの基準点を使って測量するといったことが法務局の方からの指導になるのかということになります。

この都市再生街区基本調査での測量データが太子町のネットワークシステムではエラーが発生しております。そのため、その改善を申し入れておりましたんですけども、不可能であるという回答でしたので、現在太子町の平成15年度に導入しております地図情報システムに機能追加するといったことの内容でございます。

それから次に、14ページの中段にありますまちづくり活動助成金、減額50万円ということでございますけど、これにつきましては網干駅前、網干西北地区での土地区画整理事業

におきます助成金でございますけども、これにつきましては龍野線、網干線の都計変更がまだ遅れております。そのために活動をしておりませんので、そのための減額といったふうなことでございます。

それと、もう少し下段にあります委託料1,030万円の減額、これにつきましては、やはり同じようなことで、当初西北地区と西南地区の区画整理事業での測量を計画しておりましたんですけども、それが龍野線、網干線の問題で区画整理案がまとまらないといったことから、減額ということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 消防費の関係でございますが、施設費の補助金の内訳ということのお尋ねであったと思います。

これにつきましては、それぞれ自治会への補助をしておるわけでございますが、当初予算では283万1,000円計上をいたしておったところでございますけれども、既に244万6,000円が執行済みということでございまして、残り38万5,000円という中で今後消火栓機具の整備等々を見込みますと、どうしてもこの35万2,000円が不足をするというところでございます。そういう内容となっております。よろしく願いいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 給食センターの関係でございます。17ページなんですけど、これの需用費関係の燃料費、光熱水費の追加ということでございます。これらにつきましては、まずボイラー用A重油の単価が高騰しまして、9月から70円が75円と、リッター当たりとなっております。それに伴います決算を見込んでの追加をお願いするところでございます。

それと、複写機の借料の追加、これは給食センターの業務委託等のことで、いわゆるセンターの複写機を使って、その使用枚数の増ということでございまして、これに伴うものでございます。ですから、センター業務、

これが当初の査定よりか毎月1,000枚程度増えておりますので、その追加分でございます。

それと、債務負担行為の関係でございますけれども、これにつきましては、いわゆるこれは民間の方へ委託するということで、委託業者のこの変更、後々はどうかということでございますけれども、これにつきましては2年に1回なり、契約によりまして、更新をしていくわけでございますけれども、その中で私ども太子町の考え方と、それと金額的なことももちろんございますけど、そういうものに合致しないということになれば、これは業者を変えていくということになるかと思っております。

現実そういう、この近隣ではございませんけれども、神戸の方では委託したけれども、3年後にまた業者を変更したということもあるようでございますので、その業者が金額なり、そういう業務内容によりまして業者変更ということもあり得るということでございます。

それと次に、給食のあり方でございます。これにつきましては、いわゆる太子町の場合はセンター方式できております、センター方式で直営ですね、それと施設を建てて公設民営という方法、また外部委託、デリバリー方式というふうでございますが。一般的にはデリバリー方式、これはこれから給食をやっていこう、給食を始めようというようなところによりまして、まず手始めにそういう方法をやるのが一般的でございます。これにつきましては、まず施設費が、当然建てませんので業者が施設費が要らないと、学校に配せん室をつくるかということだけの問題だろうと思っております。しかしながら、これは給食一斉にすぐできますけれども、いわゆる税金も全部かかってきますので、業者については、こちらが頼む運営費が高くなるというのが一般的でございます。

ですから、太子町におきましては今までセンター方式で来ておりますので、これを建てかえ時においては、これをどうするかと、直

でいくか公設民営でいくかということでございます。今現在20年度からその調理の部分については委託していこうということでございますので、建てかえ後いわゆる改築後は当然その部分は委託していくということになるかと思っております。ということで、太子町においてはセンター方式でいこうということでございます。

資料につきましては、できるだけ努力したいというふうに思います。

(「ほかに何か言ったやろ、言うたように答えなあかん」の声あり)

議長(北川嘉明) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時40分)

(再開 午前11時41分)

議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長、言うてください。

教育次長(塚原二良) いわゆる給食のあり方でお答えさせていただきましたですけども、これは一番初めの給食のあり方で直営かと公設民営、外部委託かというご質問だったろうと思うんですけども。これは、ですから本町においては給食センター方式でいきたいということでございます。今まで来ておりますので、それを継続してやっていくということでございます。

以上です。

議長(北川嘉明) ほかに質疑はありますか。

(桜井公晴議員「ちゃんとと言わんかい」の声あり)

歳入歳出の見込みは。

総務部長。

総務部長(佐々木正人) この19年度の歳入歳出の見込みということでございますが、今後の町税の徴収状況、そういったものを見ながら調整を図っていきたいということで、今現在は見込みとして、どういうんですか、まだ把握できてないという状況でございます。

議長(北川嘉明) 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 最初に、私はいわゆる町税の収納にそれだけの体制組んでやっとならね。滞納についても体制組んでやっとならね。こういう中で一定のやっぱり歳入見込みは立っていくものと、そうでなかったらおかしいんですよ。だから、歳入は、あと見込めるものは交付税の決定を見とるわけですから、具体的に言えば一番大きなものは、いわゆる税かなと思います。その税がどういうふうなことになるかということで、歳入はいや応なしに義務的なものは出ていくことになるけれども、ほとんどこれは計上されてるものだと思うんですよ、今までの予算の中に。だから、今必要なものでは光熱水費で、燃料が上がったら追加せざるを得ないようなものも今回上げとる。今の説明のように上げとるようですから、それらのものは上がるとすれば、歳入でこれから具体的に増えてくるものというのは、町税の収納率によって違って来るし、また今日計上してもいいはずのものだなと私は思っていますよ。それで、見通しつちゅうことを聞いたわけです。

それから、先ほど答えがありましたけれども、財調が一番大きな歳出の老健への拠出ということで、実質的には1,000万円、そのとおりだと思いますが。これは変な話ですけども、年度末になればこのまま、いわゆる資金ショート的に取り扱ったということやね。資金が運用できんからここで上げた、だからまた歳入には戻るもんだということで1,000万円言うたんでしょ。だから、そういうことだということで確認をしておきたいと思います。

今先ほど言いましたように、町税の動向というのはこれからのことになるとしますので、その点の説明と、それから特に、今それぞれ意見が出ておりましたような、給食センターのことについては、やはり何がなんやらやっぱり分かりませんよ、今の説明では。単価が今だったら387円、それがどないでこうなんやというのは分からんへんでっせ、資料がないんや、そら。

それから、業者をどういうふうに決めたいかと言うたら優秀やと、ほいで近いと、8,000万円に近い。プロポーザルというのは全面的ですわな、基本的に言えば、仕様に従ったプロポーザルだから全面的なんですけども。ただ、8,000万円のこの債務負担行為で言えば8,000万円以内やから、ほいでそれに近いからその特定の業者とこれから折衝しよう、こういうようなこと言うてるわけですけども。その業者を絞り込んでくる、その前段としてその業者を選んだことについても、全くこの給食にはそれほど縁のないレストランのところでやってるようなものとか一緒に入った上で5社になったわけでしょう。まあ、よう分かりませんが。だから、そういうことの経過もきちっと説明してもらわなアカんと。ほいで、その業者が仮にセンター方式でここで請け負うことになったとしても、ほいたら撤退するときはどうなるかという問題あるんですよ、すべて。だから、それが後々に問題を引く。

だから、要求したことに受け答えするけれども、粗悪なものになる可能性はある。それから、やっぱり断り切れずに、いわゆる競争といっても見積もりを出すだけ、実質的な先行しとる者になかなか勝てへんのです、普通からいうたら。だから、そういう面では見積もりを出すだけで、内容的には談合に等しい、そういうようなことになってくるから、言われたままの価格になって、実質はコストの整理もつかんだらうと。競争の原理が働くというのはもうそんなことではない。今でも入札の中で競争の原理はほとんど働いてないと私は思うてます、町の入札で。これは競争入札だと言うものの競争の原理が働いてないと、こういうふうに思いますから、入札方式を絶えず質問してるのはそこなんですけどね。やっぱり何事もそういうことになりま

そこで、将来の経済効果、コストの面も含めて安心安全の給食ができるかというたら、そこらは極めて疑問やということでありま

す。これから何で住民と議会と、行政ももちろん入ってよくしっかり原点からもう一度練り直して、あり方を整理すべきや言うてんのは、そこにあるわけです。

先日もこれからだというPFIも含めて考えるんだと、こういうようなことも答弁がありましたけれども、本当にこれからの給食制度としてどうかということと、それから学校給食法がこの間取り扱ひも変わってきましたし、そのことに対する対応も必要だと思うんですが、やっぱり資料的に提出されないと、この審査はできへんですやないか。だから、ここで資料要求をしとんです、本席で。ここで休憩とっても資料を出しなはれと、そういうことは聞いてもらわな、あかんわけです。それは議長にもよう言うときます。その指示をしてください。そうでないと、これらの審議はなかなかできへんと、こういうふうに思いますので、その取り組みをしてください。

それから、都市計画費の用途地域の見直しという点では、これ何でしたかいね。どこのどないで、全体的な中でこのことで具体的な委託料の減額があるわけですけど、これ済んだんかいね。どういう形になりましたかね、その説明をあわせて求めます。

以上。

議長（北川嘉明） 財政課長。

財政課長（香田大然） 財調のこの金額、それから内容につきましては、まさに桜井議員ご指摘のとおりでございまして、資金ショートさせないために繰り入れをするものでございます。

また、ご指摘のとおりでございますが、この老健の国庫の分につきましては来年度に精算されて、私どもの方に返ってくるということは、もうおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今後の納税の状況、町税の状況ということでございますが、あと町税といたしましては固定と町民税、そういったものが4期分がここ残っておりますし

て、それにつきましては総務常任委員会の方で毎月報告もさせていただいております。今年度につきましては、前納報奨金の廃止ということで当初からの数字が余り上がっておりませんが、納期ごとに納められてる関係で、徐々に徐々に復旧したという状況でございます。最終的には総務常任委員会の方の毎月の報告の中で見ていただければいいんですが、税務課としましてもそういったものに努力をさせていただきまして、またあわせて滞納の整理の方も強行にやらせていただいております。したがって、前年度並みには確保はできていくという見込みでございます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほどのご質問の用途地域の見直し検討業務委託料の減額。これにつきましては旧2号線、現在国道179号線と言っておりますけども、その龍野線以东、龍野線より東につきましては現在30メートルのセットバックの準住居ということとなります。ですから、そこへ自動車関係の工場もしくは倉庫等が建ってきております。そういった現実的には不適合建築物ができているわけで、これの適正化を図るということで、当初検討業務を委託する予定でございましたんですけども、県との調整がスムーズに進まなくて、今年度実施ができないといったことから減額するといったことでございます。

以上です。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 委託業務の経緯等でございますけれども、これにつきましては委員会にも報告をさせていただいているところでございますけれども、学校給食会また定例の教育委員会、学校教育審議会また校園長会、給食担当教諭等の説明、パートの説明、保護者へのパンフレットから始めたところでございます。

それと、まず9月21日に委託業者公募、これはホームページに載せまして、募集要項、仕様書様式等を登載しております。ですか

ら、見られた議員さんもあろうかと思うところでございます。そして、それに伴いまして10月6日に現地説明会を開きました。そこには10社の参加がございました。中には、この仕様書に書いてある企画に当てはまらない業者もあったようでございますけども、参加説明会を10社、そのうち参加表明受け付けを6社行いました。その後1社が辞退ということで、10月29日に業者の選定委員会、まず第1回目、それで書類、規格的に資格等があるか、応募資格に合致してるかというふうなことをやっております。それから、11月19日にはプレゼンテーションによりましてヒアリングを行い、5社による審査を行ったわけでございます。

審査の内容といたしましては、業務の実績、学校給食への考え方、調理業務の実施体制はどうかと、業務の運営、また衛生管理業務はどうかと、調理従事者に対する研修はどうか、それと見積額は幾らですかと、それと会社の経営状況、この8項目についてプレゼンテーションによりましてヒアリングを行いました。

そして、プロポーザルの応募の資格、これでございます。これについては法人の資格があつて、安定的で健全な財政能力を有していると、食数が1日に3,000食の学校給食センターの業務実績が5年以上あるか、また兵庫県、大阪府内に本社や営業所、事業所を有するという事で応募資格、その中でも仕様書の中には調理員の体制ということで総人数が27名以上、そのうち正規の社員は11名以上ですと、正規の社員のうち調理免許証を有していること、業務の責任者は学校給食センター1日2,000食の責任者また副責任者の経験を有する者、正規社員のうちの4名以上は学校給食センターで3年以上の経験を有する者であること、管理栄養士等を配置しなさい、ボイラー免許をする者をボイラー点検業務に充てること、それと本町採用の調理員を配慮してください等々の条件といいましょうか、そういう仕様書でもってやっております。これ

は、ただいまお願いしております債務負担行為、いわゆる調理業務のプロポーザルでございます。

それともう一点、給食のあり方、いわゆるセンター方式、センターか外部か、直営か外部か、公設民営かということでございます。これについては、現在調理センターの基本構想の中で、前にも説明をさせていただきましたけども、現状と課題、また整備の基本方針、いわゆる施設規模をどのようにするかと、それと機械化の導入についてはどうするんだと、それと建設予定地の比較検討、建設地はどこだというようなことと、それと最後は事業手法、町が建てるんか、ほかに方法はないか、PFI方式でいけるかどうかというようなことでございまして、それがどうしても、こら全体的に無理だということになれば、デリバリー方式もあるのかなという、個人的には気はいたしておりますけども。

以上でございます。

議長（北川嘉明） きょうじゅうに資料出せる。きょうじゅうに資料できますか。

教育次長（塚原二良） 資料要求でございますけども、ご希望の資料がきちっとそろつかどうか分かりませんが、努力をしたいと思います。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめ……

（清原良典議員「あるで」の声あり）

2番清原良典議員。

清原良典議員 休会しましょうか。

議長（北川嘉明） いや、続けてください、当てたんやから。

2番清原良典議員。

清原良典議員 自分が属している委員会のことでまことに恐縮ですけども、今のほかの議員さんと重なる部分は相当あるんですけども、とにかく町の査定で8,000万円ぐらいであったと、それに対して七千数百万円という

中で、交渉中であるという部分におきまして、今先ほどの件とダブりますけども、きちりとした資料を提出お願いをいたします。

それと、先ほどの次長の答弁の中で、パートに対する雇用に関して雇用側からすれば、一例として先ほど言われました石海校区の方に固まった父兄がいるために安定感が悪いと言われましたけども、当然これには、面接のときには雇用計画という契約内容を説明した上での両者が確認をして、当然契約が発生するはずであるのに、それが守られてないということになれば契約違反であって、解雇して守れる方を雇用していくべきであるのに、それがなされてないということであれば、なあなあで契約しとんか、どのような契約内容で、改善せねばならないものがあれば改良、改善して行って、よりよいものにしていくべきではないものかと思うんですが、お答えをお願いします。

それと、当局の方針からにしましても、仮にですけども、外注依頼されたときの場合、今日の世情からいっても、私が先日一般質問で偽りという文字を今年を象徴する文字だということで提示させていただいたんですけども、今の世相からいきましても偽装に関して全く発生しないということもないと思います。ほかの議員さんからも、とにかくほかの問題においても責任をとられる方がいないという発言が何度となく出とりますけども、この現状において仮に外注依頼がされていって作業が進んでいった場合に、もし偽装が発生したとき、その発生しないという確約というものではできないわけで、仮にもし偽装が発生したときに、その責任の所在というものは明らかにしておく必要があると思うんですが、そのときにどなたが責任をとられて、どう対処していくのか、ご返答をお願いします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

パートについて、例えばということで一例を申し上げたわけですが、当然面接

のときにどこにお住まいか、そういうことは当然分かっております。しかしながら、結果的にそういうこともあるということでございますので、ですから例えば町内、校区で言いますと4校区バランスがとれた採用ということになればいいんですけども、どうしても偏ったようなことになると、例えば石海の方で今言いましたように参観日があるとか、そういうことになると、その時間帯休まれるということになりますので、ですから結果的には、要するに安定した人員が確保できない部分もあるということでございます。

それと偽装問題、これにつきましては、どういたしますか、私どもの責任があるというふうには思うとりません。いわゆる、善意の消費者でございますので、要するに使う側でございますので相手の、いわゆる検査書、証明書なんかを信用していかざるを得ないというふうに考えます。原因が町にある場合には当然太子町、最終的にはトップということになるかと思えます。

それと、このプロポーザルの結果による見積もりのことでございますけども、提出ということでございますので、これは一度考えてみたいというふうに思います。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

1 番井川芳昭議員。

井川芳昭議員 先ほど来より給食センターのことばかりで恐縮ではございますが、次長も先ほどの話でセンター方式でいきたいんだというようなことを言われておるんですが、そういった意味で建物を建てないといけないとか、パートさんの入ったことで人の充実も図っていかないことであるとか、いろいろなご苦労はあるかと思うんですが、私、どこか民間委託というか、その会社に抜本的に全部を学校の給食だけをつくってくださいというようなところで、いろんな食品会社があると思うんですが、似たようなものを1カ所で作ってくださいと、給食費は350円ぐらいで何と

かならんかというような全部を外注に丸投げというんですかね、食材のいろんな管理面は、品質であるとかいろんな管理面はこちらの方で行っていかないことはならないと思うでしょうが、そういったお考えはありませんか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

いわゆるデリバリー方式のことを言われているのかなというふうには思いますけども、ご案内のように太子町におきましては昭和48年から今まで単独、各学校にあったものを集中してセンター方式で来たと、給食センターを建てて35年ほどたつてると、大分老朽化しているので検討していこうということでございますけども、これは、ですから今ご答弁でも申し上げますんですけども、一般的にはデリバリー方式、いわゆるセンターがない、これから給食をやっていこうかなという行政の試行ですね、その方法としてはそういうことが普通取り入れられてる。そこから始められている。そのためには、普通は最低各学校に配せん室、これは設けな、普通要るわけですけども、それも外してる、いわゆる弁当箱ということでの方法も確かにございます。ですけども、町におきましては今までセンター方式、これもやってきてるのでこれでやりたいと、センター方式の方でメリッ的には、同一敷地内で調理委託をしたとしても調理現場への指示、確認、そういうことはスムーズにできるということで、全体的には経費も安くなりますし、それと県の栄養士が、これは県費によって、県の費用によって栄養士がついてくる。デリバリー方式ですとセンターがございませんので、教育委員会の中に給食係ぐらいしかいないという、1つの係ぐらいということで、経営者、その調理現場といいますか、業者に委託しとりますんで、そこら辺の指示、確認が非常に難しい、それと保護者の理解はちょっと得られにくいんではないのかなあと。それと、今言いました運営費も高く

つく、今でしたら県の栄養士が2名でしたね、2名来てますけども、そういう県の栄養士も配置がないというようなデメリットもございます。そうした中で、本町におきましては今までやっておりますセンター方式を継続していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） この際暫時休憩します。

再開は1時10分とします。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時09分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

1 番井川芳昭議員。

井川芳昭議員 先ほど来からも次長のご答弁で経費面が問題であるとか、いろんな話をされておりますが、補正予算等にも上がりますとおり、給食センターいろんな複写機のコピーの賃貸料であるとか、そういった意味でもセンターを持っているから生じるという経費も多々あるかと思うんです。その中に、この間の一般質問等でも質問をさせてもらいましたとおり、やはり建設に当たり15億円ぐらいのお金がやっぱりかかってしまうんです。

太田小学校の話にまた戻りますが、いろんな教室のふぐあいであるとか、いろんなふぐあい箇所のそういった予算取り等も目を向けなくて、ボランティア組織であるおやじの会の方々にそういったご負担をかけていることもご承知やと思いますが、そういった意味で建設は、ある意味踏みとどまっていたきたいなというのが私の本音でございます。そんな中で、どうかひとつ、もう一つ細かい資料提出を再度要求をいたします。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） 資料要求のお話でございますけども、今ちょっと準備しておりますので、できるだけご要望に沿いたいというふうに思います。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

2番清原良典議員。

清原良典議員 午前中の次長の答弁に対しまして、2点ほどお伺いじゃなしに、直接この補正予算に関しての金額的な、金銭的な問題ではないんで、ご答弁は後日で結構ですんで。

1点目は、パートの雇用関係について、町内で4カ所の地区の大体同じ数ぐらいとか、満遍なくというお答えをされてましたが、それはあくまでも、それに関しては非常にいいことではあります、何分契約内容さえしっかりしておけば問題はないと思います。

それと、あとの外注委託に関して仮に偽装が発覚したとき、何か問題が起きたときにどの時点でどう対処し、責任をとるのかということに関しまして、外部委託にしてしまえば全部外部の責任やというお答えをされましたが、あくまでも町民の血税を使っての外部委託になりますんで、私が言いました偽装等の問題は想定されて、こういう問題が起きたときはどう対処して、どう責任をとって、どなたがどういうふうに責任を負っていくかということは、明確に今のうちにさせていただいて、後日で結構ですんで、またお知らせりたいと思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 次長。

教育次長（塚原二良） まず、パートのことですけれども、これにつきましては勤務時間帯、これが8時から3時30分、1日6時間45分、週5日ということですので、賃金は時給890円ということですので、あとの雇用保険関係とか、そういう条件的には通勤手当等々はなしということで、労災保険だけ加入という条件下でございますので、ですから職員といえども……

（清原良典議員「細かいこと後日でよろしい、ここで時間とりたくないから」の声あり）

はいはい。

（清原良典議員「もし何か問題が起きたらだれが責任とるのか。それももう後日で結構です」の声あり）

偽装問題ですけども、これは食材を納入していただく、これについては肉なり皆一般質問のときにもご答弁をさせていただきましたですけども、それぞれの証明なり生産者直の場合でしたらいついつに、いわゆる納入日誌ですけども、いついつに施肥、また農薬はいついつ使うたというようなもんを、要するに書類を添えて納入していただくということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

8番中井政喜議員。

中井政喜議員 1点だけちょっとお尋ねをします。

たくさんの方がご質問されてますので私の聞きたいところはほぼ出尽くしたかと思うんですけども、その中で13ページの土木費の中で、一番下の委託料、この関係をちょっとお尋ねしたいと思います。

林田川の堤防の路面の除草委託料の減額とか道路の清掃委託料減額、植樹の関係の管理の委託料、それぞれ100万円ずつ減額がされているわけですけども、当初予算の中では1,310万9,000円という予算で上げられとるわけですけども、この委託料の100万円、100万円、100万円の減額がどういった形でなされたのかというのがちょっと気になるんですけども、ご説明をいただきたいんですけど。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

厳密には100万円ちょうどではないんですけども、まだ委託が残っておりますので100万円という形で3件出させていただいております。厳密には林田川堤防線外につきましては、現状では128万円の減、それから道路清掃委託につきましては120万円の減、植

樹管理委託料につきましては105万円の減といったふうなことで、まだ委託が残っておりますので若干少な目に減額ということをさせていただきます。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第47号 平成19年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第2、議案第47号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 国保の補正予算の中で、一応歳出の保険給付費の関係することですが、療養給付費交付金が現年分で3,756万4,000円という補正になってるわけですが、退職分に係る医療費が当初見込みよりも多くなったと、こういうようなことであります。これらの具体的な内容について、今後の療養給付の動態について説明を求めます。

それから、今回歳出の中で来年4月からの65歳以上の退職被保険者また被扶養者、こういうものが種別の変更で、対象が1,400世帯ということになっておりますけれども、実際にこの方々に広報で知らせるということもございませぬけれども、十分な周知がなかったら何のこっちゃら分らんということになってくる可能性もあるわけですが、その対応についての説明と、葬祭費を補正してるんですが、今年はそんだけ、当初見込みよりもようけ亡くなっとなでしたかいね。ちょっ

とその点も説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 今期の退職医療の補正に伴いますところの医療見込み、動態のお尋ねがございました。これにつきましても、当初見込みとかなりの差が出ましたという関係上この補正をお願いしておるわけですが、その内容等につきましては、当然予測の範囲外ということでございました。当初の段階ではなかなかそこまでの見通しができなかったということでございます。

それから、2点目の65歳以上の退職医療が今度4月以降、一般の方に振りかわってまいります。その辺の周知の関係でございますが、これもやはり広報等で周知をしていかなければならないわけでございますし、また、ちょうどその方々につきましては一応被保険者証の有効期限が3月いっぱいというところで、また年度が変わるところにつきましても被保険者証の交付といったようなことがございまして、それらの機会までもやはり周知を図っていきたいという思っております。

それから、3点目の葬祭費の関係でございますが、桜井議員さんご指摘のとおり、当初見通しよりも数が多いでございますし、決算見込みを立てますときに当初予定の数よりも上回っております。ちなみに申し上げますと、当初では大体過去3カ年の平均をとって171件というような見込みを立てとったんですが、今後の見込みを合わせますと、どうも193件ぐらいになりそうだとということで、その差額をもって今回補正をお願いしておるといところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 先に保険給付にかかわること、今の疾病医療の動態は、1人当たりの費用ももちろん出てくるわけですが、罹患の状況というのがある程度これ見通しての補正だと思うんですけど、その点はどうで

すか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 医療費の動向につきましては内容分析といったところが一方にあるんですが、これも毎回答弁の中ではなかなか分析が分析として出てこないということでございまして、今般の件につきましても、そういった分析的にこうだといった要因というのはなかなか見つからない状況でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 ちょっと今医者へ行ったさかい分かったんやけども、この国民健康保険証というのこないなったんね。これ、例えば社会保険のものと比べたら、非常に薄っぺらいちゃなんやけども、耐久性とかいろんな面に対しては全然問題ないんですか、これは。コストはほいでかなり安いもんですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 耐久性のお尋ねでございますが、今国保の方では一応被保険者証1年、これまでもそうなんです、1年で更新を行っております。で、社会保険の方では2年、3年といった有効期限でもって対応されておりますので、やはりこういう、何製というんですかね、プラスチックじゃない、少し強いカード式のを採用されておるところがほとんどだと思います。有効期限の関係上、そういった紙製というところでさせていただいたんですが、コスト面につきましても、今単価的にはちょっと手許にないんですが、10分の1程度の単価であったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 国民健康保険というのは、全国的に一応のある種の基準はあると思うんですけれども、全国一律ではないと思うわけ

です。そういう面からいいますと、太子町というのは負担金、個人の負担ですね、これは全国的に言うてどんなんですか。全国の平均というか、高いとこと安いとことあって太子町はこの辺におるんやという、それは出しにくいですか。応能応益、皆それぞれが違うんでしょう、各市町村によって。だけど総額は、金額は一緒ですわな、どういうふうにしても、負担というのは、これはどないというか、病気にかかるとかかからんとかいろんな条件あるけども、いろんなことも加味してもやね、ある種保険の安い町というのはよく出てくるわけですよ。で、高い町と。ほんなら、例えば沖縄と青森とか、それから長野の、あれ何とかということか。だからある程度比較ができるから、累積じゃそういう比較のものが数字が出てくると思うんやけども、太子町はどの辺のレベルにあるんですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 全国の平均値の数表を今手許にないので、どのあたりというお尋ねにつきましては明快なご答弁申し上げられないんですけども、それぞれの負担の軽重と申しますか、のはかる要素といたしましては、もちろんかかる医療費の高低がございまして、また、やっぱり所得割という掛金の要素がございまして、所得状況、所得分布が高ければ高いほど負担は多くなるという2つの大きな要素があるかと思えます。それらを含めまして、全国のどの辺にというお尋ねにつきましてはちょっとはっきりとしたご答弁はこの席ではできないということでご承知を、ご了承いただきたいと思えます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 別にこの国保だけやないんですけれども、どんな事業でも一つの目標をやっぱり持たんと。だから自分とこの保険の会計をどれだけ下げかというのは、何かそこに一つの基準というか目標がなかったら、

下げるというたって、上がったんや下がったんやというわからへんでしょ。で、テレビなんかでようやとんののは、日を決めて、町民がそれぞれどっかに寄って体操をしたとか、それからプール使うてどういう運動をしたとか、それによって病気が減って、医療費がぐっと下がったと、そういう話がよく出てくるんやけども、それは僕は自分とこの町の医療費が高いと、こんなことや困るからもっと下げようやないかという運動の中で出てくると思うんやけども、それが太子町が一体今のこの医療費がよそと比べて高いのか安いのか、ただ病気になるから負担が増えるんやと。それじゃ、どないいうんかな、行政としては僕はおかしいと思うんや。

だから一つの目標を持って、例えばこのたつの市が、例えばですよ、たつの市が1万円で太子町が1万5,000円、2,000円、3,000円なら、これはちょっと高いん違うとか、そういう一つの何かあるし、そうかというてよそが1万円でうちは8,000円やったらかなり頑張っとなと違うかという、そういう目安というもんが絶対要ると違いませんか。だから僕は全国平均どうこうというんやなしに、やっぱり努力しようとはこういうとこで、先進地はこういうことをすることによって医療費というか病気になる人が減ったとか増えたかというのを、やっぱり絶えず見ておかないかんと違うかと思うんですけれども、そういうのについて余り関心はないように思うんですけれども、どうですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） まさしく今各保険者に求められておりますのが、今上田議員さんおっしゃられる部分でございまして、予防の方に力を入れるという方向が医療保険、介護保険で鮮明になってきております。で、おっしゃるとおり、当然低減を図っていくというのが保険者として当然と言われる向きがございまして、従前は今ご指摘のとおり部分があったという感じがせんこともないということで、目標値といたしますか、低減に

向けての予防的措置というのをこれからどんどん入れてくるというのが、まさしく今健康保険法の改正によりましての特定健診等を初めとしましてそういったことの義務化といたしますか、そういうことの方面での力を注ぐというところでございます、今太子町の置かれておる、どの辺にということでございますけれども、県下では中程度というふうに思っております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第3 議案第48号 平成19年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計  
補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第3、議案第48号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この介護保険制度は全国的にも今マスコミでもいろいろ一部負担金の問題などで利用しにくい、また利用をためらう、制約をする、こういう形で、利用者の側から見ればそういう形になってるケースが報道でもよくされるわけでありまして。本町では一応決算見込みということでありまして、保険給付費、介護サービス費がトータルで4,940万4,000円っていうことで補正追加されてるわけですが、居宅介護、それから施設介護、居宅介護サービス計画、それぞれの給付費がそれぞれ一定の追加を見ているように思うんですけれども、これについても保険利用の動向、そして今後の、具体的なものについての説明と今後どういうふうにごこの会計でも

なってこうとしているか、また利用しやすくする手だても必要かと思うんですが、その取り組みについて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 介護サービスの補正の中身といいますか、そのご説明になろうと思いますが、当初の見込みとかなりの差が出てきているというところがございます。特に、金額的には通所介護、俗に言いますデイサービスの部分が当初見込みから決算見込み等を比較しまして約3,000万円の開きがございます。それから、短期入所の生活介護、これにつきましても当初見込んでおりましたものよりも800万円の不足が見込まれるというところで、大きなところでは申しました通所介護、それから短期入所、また訪問介護のところでも大きな乖離を見ているというところがございます。これも予測というのが当初予算編成時にはなかなか見込めないというものでございます。

利用しやすくというところでのお尋ねでございますが、利用しにくいというところでは私そうかなということで、今のお尋ねにつきましては、どういたしますか、最善を尽くしておるんですがという言い方しかできないということでご了承を願いたいと思います。

議長（北川嘉明） ほかに。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 皆さんなかなか懐くあいの相談で、やっぱりこれ一部負担ちゅうのはついたら介護保険ちゅうのはもうほんまに自分で考えて、当然こういう介護保険の世話になったらというても、これがあるさかいなあという後の金のこと考よったらということになったりして、だんだんだんだん、ほんまは居宅で元気で送れるようにすべきことがそうでないような形になったり、倒れているのが分からなかったりするようなことが起こったりするんですよ。だから、そういう金持ちの論理でこれやると全然話にならんから、それで私はそういうのはしっかりつかんで、利用しやすくしていく手だてを講じないと、

保険あって介護はないというようなことが、やっぱり地で行くようなことになるんで、報道関係でもしょっちゅう、国保、医療費の問題とか介護保険のあり方については全国的にも批判が絶えないと、こういう状況があるんだと思うんです。だからしっかり、ケアマネジャーなんか忙し過ぎて体がもたんと言われるようなこともあったりしますのと、大変ですから、そういう中でしっかり需要をつかむということが大切だと思うんですけど、そういうことが繰り返されて、より利用しやすいような形になるんだと思うんです。そういう対策なんですよ。その点いかがですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 介護保険に限らず一部負担の関係で、特に今般の低所得者対策ということで、もとであります国の方でも低所得者の措置について、今検討が加えられております。保険者等々からもそういった低所得者につきましては法律の方でそういった軽減策があるんですが、今の状況、格差の問題じゃないんですが、そういったさらなる対応ということで、今国の方で検討をいただいております。

また、ケアマネジャーの件につきましても、もうこの介護保険制度の一つの一種かなめとなるキーパーソンでもございました。で、その勤務の状況等々もかなり重いもんが、責任も合わせまして重いもんがあるというところがございますので、そういった待遇的なもんにつきましても考えていただきたいというのは私も同じ思いであります。町といたしましてそれら等の対応と申しますと、なかなか直接的に対応がないといったところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 この介護保険制度というのは、私もこの年になりまして、私の周囲とか身内も含めて結構利用しとう人があるんです

けれども、物すごいええ制度やなあと思いません、ただしお金に余裕のある人は。だから、私の知ってる人では大体まあまあそこそこお金余裕がある人なんですけども、その人らは結構やっぱり、なるほどなと、こういうことまでしてもらえるのかと、こんなサービスまでできるのかと言うて、もうほんまに草引きから何からすべてやってもらえるから、物すごいええシステムですわ。

で、それで一方、しかし考えよったら、これ負担ができない人、これどないなりまんねやという疑問がわくわけなんやけども、それに対する施策というのが、一応低所得者にはというのはあるんですけども、それはなかなか、それは世間通用してないですね、知られていないというか。もう少しそういう人らに窓口を開くというか、相談員をきちっと置くと言うと何ですけども、その人らにこういう場合には、ここにこういう相談、役場まで来いでも相談する人がありますよとか、何かもうちょっと親切というか丁寧なものが要ると違うかなというのはつくづく思います。だから、お金のある人は平気でどんどん、もうそれ以上使われませんよというぐらいな金額平気で使っておられますわ。ほんで私それ見とったら、なるほどええ制度やなとは思いますが。しかし負担ができません人にとっては、何か宝の持ちぐされと言うと語弊がありますけども、何かそういうようなことがあるんで、その辺の手当てというもんはもうちょっと何とかならんかなというふうに思うんですけども、それはどうお考えですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 自己負担につきましては、やはりそういう所得区分等によりましての上限額の設定というところで考えておるところなんですけど、さらにというところになりますと、なかなか制度的に町としての措置がとられておらないというところがございます。

先ほどの桜井議員さんのところにもお答えしましたように、今低所得者に対しての措置

ということで、障害者の自立支援法につきましては国も方針を出すようでございますけれども、それ以外の介護保険、医療保険につきましてはまだ検討をされておるところでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第49号 平成19年度  
兵庫県太子町老人保健特別会  
計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第4、議案第49号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 老健はこれからだんだんと年齢の整理がついてくるわけですが、ここでも上がっておりますように医療諸費、医療給付費が8,391万7,000円ということで、1人当たりの医療費の動向と、それから10月からの75歳到達者の対象者が増えるということで、それぞれ医療費の増え方、それから対象者増えていることでの人数を含めて、今後のこの老健についての動向、見通しについて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 老健の当初予算の段階でも、この10月以降対象人員が増えるというところを見込んでおったわけでございますけれども、それも医療費、給付費の伸びに飲み込まれたという感じで上半期が推移をしております、今後下半期の推移につきましても、昨年度もありましたが、行けると思っておったのがなかなか寸前になって例年と逆の伸びを示したというところで、急遽ば

たばたとしたようなお願いをしたというところもございまして、今般もそういった点も見込みまして、下半期の見通しを立てますと、やはり当初見込んだ額ではおさまりそうにないと。また、寸前になって給付に支障が出て困るというところで、今般の補正をお願いしておるという状況でございます。

人員等の増につきましては、当初も大体見込んでおったとおりでございまして、これまで10月から11月、2カ月の実績が過ぎたわけですけれども、ちなみに10月中に増員、増えました人数が14人、それから11月中には23人の増が見込まれておりまして、大体月20人ぐらいの増加が今後続くというところでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑ありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただ、20人ぐらいは続くというふうに言って、ほいで医療費そのものの、今の疾病、罹患ってことでの、この1人当たりの医療費が増えるってことは新生物等のものが増えていくからというような、いろいろ見ていかないといけない、これも医療動向全体として見ないといけないと思うんですけれども、それらのことについては見とんですかね。後から今年度は増える、去年もほんま確かに年度末にややこしいことありましたし、そういうことを考えて今回の補正やということと言えようですけども、実際にどういうふうに見通しを立てとるかということ、ほいで動向をしっかり踏まえているかというのは大事なことで、再度伺います。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） これまでのレセプトを中心としての分析ということになるうかと思うんですが、先ほどの国保のところでもお答えをいたしましたとおり、その内容でもって今後の下半期の推移を見るというのなかなかできません。やはりこれまでの

過去の年度の傾向、また今年度の上半期のそういった給付費の傾向というのはどうしても中心になってまいりまして、やはり下半期もある程度それを見込んだ上での推計でございまして、今桜井委員さん言われる、こういった病名といたしますか、病状といたしますか、そういったところのグラフ化というのはなかなか難しゅうございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今年はいずれでしょ、これそうなるほしくはないけども、インフルエンザが前倒しみたいにして出てきて、それがおさまるかおさまらんかというのはまだわからへんわけですね。だからそういう中で、これも1人当たりの医療費が増えるってということ、罹患しとる対象者が増えるってことよりも1人当たりの医療費が増えるってことの方がどういう形になってきているか、またそれに対する対策がどう行われるかというのは大事なやね。だから、そこらをつかんだ取り組みが必要ではないかと思うんで伺とんですけど、いかがですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 当初予算を組む際にもご説明を申し上げておるんですが、やはりそれまでの実績、大体過去3カ年の実績の、俗に言う伸び率がポイントとなって予算を組んでおるわけでございます。当該年度の1年を通してのそういった、例えば一例と申しまして、インフルエンザの流行ぐあい云々っていうのはなかなか予測が不可能でございまして、当初組むときにはそういった過去の実績、また診療報酬の改定数値が間に合えば加味できるんですが、なかなか診療報酬の改定につきまして、2年に1回ですが、予算編成時には出ておりません。そういうこともございまして、どうしても過去の実績数値の伸び率というところに頼らざるを得ないというのが当初予算の編成時の状況でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第5 議案第50号 平成19年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第5、議案第50号  
平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計  
補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、本  
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第6 議案第51号 平成19年度  
兵庫県太子町前処理場事業特  
別会計補正予算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第6、議案第51号  
平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会  
計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 前処理場の施設もかなり老  
朽化しとんですけれども、当初の能力からい  
いますと、今は何%ぐらいの稼働率になっ  
てますか。

議長(北川嘉明) 経済建設部長。

経済建設部長(富岡慎一) お答えいたし  
ます。

15%、当初といたしますのは、2つという  
経緯がありまして、基本的にはやはり最大の  
ものを考えることですが、実際能力の15%程  
度の配水処理水量となっていると思います。

以上です。

議長(北川嘉明) 上田富夫議員。

上田富夫議員 建設当初のカタログがある  
わけなんやけども、あれが、一応私は日量の  
処理能力やと解釈しとるわけなんじゃけど  
も、あれを運転するについて、今僕の見たと  
ころではほとんどとまってますね、施設が。  
で、ポンプは少し生きとうけども、あと、例  
えば攪拌モーターとか、いっぱいモーターあ  
るけども、あそこで動いとるというたらほん  
まに指折り数えるほどですわ。それとプレス  
ね、プレスもあれ辛うじて1台動いとんか  
な。見たところ余り稼働してないようなんや  
けど、それは年間出る計器というかかすの量  
があれぐらいやから、ポンプの能力からいう  
たら微々たるもんや思うんやけども、ああい  
う状態でやっぱりいつまでも動かすつもりで  
すか。

私は10年ほど前に、もっと抜本的に見直し  
て、ちょっと専門家を入れて見直したらどう  
ですかということを提案したんやけども、も  
う10年になりますわな。例えばですよ、1億  
円始末しよったら、10年やったら10億円始末  
できとうわけや。5,000万円始末できとつた  
ら、5億円始末できとうわけや。あの当時や  
とつたら、もう既にそれぐらいな金は浮い  
とつたはずやと思うんや。だけど何ぼ議会か  
ら提案しても、やる気ないというのはどうい  
うことなんですか、それがよう分からない、  
僕は。言われたこと皆できるかおっしゃるの  
は分かりますよ、それは。だけど言われたこ  
とを一応検討してみたけども、こういうこと  
でやっぱり今の方がいいとか、それはできな  
いとかという返事は一切返ってこへんです  
わ。私も何もやみくもにやってみいとは言よ  
んと違うんですよ。僕は業者まで言うだけ  
ですよ、あそこの業者やったらやるん違うか  
と。でもその業者には連絡も何もしてへんわ  
な。だからこっちから、どないいうんか、私  
が知っとうことをずっと提案してみても、全  
然取り上げる意思がないちゅうのは、僕はど  
ういうことかいなというような、それがよう  
分からんのやけども。

どないですか、あの施設はあれ本当言うて、あんな広い場所でやるべきもんと違うで、今になったら。もう、極端な話、30万円、50万円の費用を削りよんでしょ。そりゃ結構なことですわ、削るんは。そのかわり何百万円という金が無駄に流すというのは、これは僕はおかしいと思うんや。そりゃ関西パブリックの都合もあるかも分からんで、森興業にしたって、それぞれの企業の都合はあると思うわ。だけど、そりゃその都合があったとしても、例えば東芝でもそうですわ、ブラウン管やりよったのはここがなくなったさかい業者は皆やめてもうたわけやから。その業者の都合で事業を継続するというのは行政ぐらいや。企業はそうはいかんが。企業はそんな下請のために事業できへんのやから、やっぱり自分とこの事業部門が、ブラウン管ならブラウン管がなくなったらやめなしゃあないんやから。僕はあれ、あのまま継続さすというのは、ほんまそりゃ関西パブリックにしては宝の山やし、森興業にしたって宝の山やわ。これ検討するつもりありませんか。再度、10年ぶりにまた聞きますわ。どないですか。検討というのは、あれを何とかしてもっと安く、例えば5,000万円でも安くできる方法があるかないかということの研究をすることです。ないですか、どうですか。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 俗に言います維持管理費全体の問題でございますけども、一時期私もいろいろ考えておまして、要是汚泥、脱水計器と申しますか、汚泥をつくらずに直に流したら、割合管理費が減ると。俗に言う中継ポンプ場的な意味合いでのことで、揖保川浄化センター、県の下水道課等協議行った記憶がございます。そういったことで、最終的にはやはり県の方としては難しいという回答でした。それから後、水量、排水量と申しますか、水量が減ってきております。その中で、俗に言う県の下水道の水質の範囲内で排水を希釈して、薄めて基準に合うように放流するといったことも検討したわけ

ですけども、これについても県の方に協議に行ったわけですけども、県の方としてはそういうことではだめだという、現実に回答をいただいております。

また、その後はまだ行っておりませんが、今後水量が落ちてくる中で井戸水でもって希釈し、その分揖保川浄化センターに対する水量が高くなるはなりますけども、全体的な維持管理費の減とかの面でいろいろ比較検討したこともあるんですけども、ああいう施設、県の流域の下水道の縛りを受けていますので、やはり県の協議の中で難しいという話を聞いております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 あの名、そりゃあんなそねえなこそくなことをやりなはん。薄めて流そうかい。そんなことを県に相談していたら、あほとちゃうかと言われるのは当たり前なこっちゃないかい、そんなもん。そうやなしに、あの施設を見せて業者に、で要らんものは要らん、つけるものはつけて、それで年間どれぐらい、何千万円安うて、なおかつ初期の目的が達成できるかということ、何で業者に相談せんねや。

いや、ほんで関西パブリックも関西パブリックや。何十年あっこにおって、こういう改善をしたらこうなるということは、あの人提案でけんのんかいや。そんな安もんの会社かいや。自動車見てみな、自動車だけやなしに、30年前の自動車と今の自動車とどれだけ違うとんな、進歩しとんねや。あれ30年間何も進歩あれへんやないか。そんなばかな施設ないで、日本の国で、30年前と同じことやっとうとこというたら。考えられへんやろ。

だから自分らで考えんと、何でもあんなほかのことは、自分とこ、太子町の総合計画でも委託すんだろ。そんならあの事業を一遍、そりゃ大して金かからへんから、かからんように言うて、もう30万円でも50万円もええさかい、それぐらいな金で何とかこれ見てくれと。ほいで見て、金払うまでにこれ何とかな

らへんかという相談かけて、何とかなりそうやというんやったら、ほんならとにかく30万円か50万円で一遍これ全部見直してみてくれへんかという、相談かけた業者やったらやりますがいな。何であんな何億円というような金をあそこへずっと入れていかなあかん。

僕は考えよったら、関西パブリックがある限りあれをするんかなあという気がするわけで。請け負うてから30年も40年も改良をよせんよなとこと契約打ち切ったらどうや。逆に言うたら、僕はそう言いたいわ。要するに、余計なことええから、改善する意思があるんかないんかだけ聞きたいねん。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 今、先ほどそういうコンサルとかメーカーに問い合わせ云々の話でございますけども、これにつきまして私も、4年ほど前だったと思いますけども、1回見て検討してほしいということをお願いしたんですけども、そのときには要はこちらからの費用の予算をおいてなかったもので、そのままになってしまった経緯がございます。しかし少なくともいろいろ今後、あそこまで老朽化というんですか、老朽化をかなりしておりますので、いろいろと検討をする必要があるというふうには考えております。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第7 議案第52号 平成19年度  
兵庫県太子町水道事業会計補  
正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第7、議案第52号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これ

から質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回の補正で、料金を引き上げて、1月からの改定に伴うというようなことで上げてるんですが、1,296万円、これはこの料金のいわゆる計上をしている根拠になるものについて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） これにつきましては、昨年度の2月の検針の使用料金と3月検針の料金から算出したしております。2月検針の分につきましては12月、1月の検針分でございますので半分を基準に、3月検針の分は1月、2月が全量となっておりますので昨年度の分の全額ということで、要は2月検針、3月検針分の昨年度の分から算出したしております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 2月、3月の検針分ということですけど、一応今回料金体系も一応言ってるわけですか。どのところにどれだけの使用料があって、こういうこの1,296万円になってるかということ聞きよんです。だから2月分は、1、2月の分の2分の1でしょ。ほいから、今言われたように、12、1が2月分で、3月は1、2月の2カ月分ってことで全額という、それはこれまでの説明ですからそれでいいんですけども、量ですわ。遞増になった量に基づいて、どの使用者がどれだけおってこれになりますかということ言よんです。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） そういう計算は行ってありませんで、先ほど言いました昨年度の料金でもって算出したしております。

以上です。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 いや、昨年度ではわからへんだらう、使用料に、使用料で根拠になんの、量は、何トンということが根拠になん

の、違うんですか。それを根拠に計算せんなら、1,296万円出えへんのんちゃうん。30トンからという段階ありますわね。それに基づいて計算せんなら出えへんの違いですか。出るんですかね。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 先ほども説明いたしましたように、要は全体で総額何%増額になるといったことから、昨年度の2月検針分、3月検針分から算出したしております。

以上です。

（桜井公晴議員「分からん、量が分からん」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 1点、これうちの所管ですから余りこうくどくどと聞くつもりはないんですけども、太子町とよその施設との物すごい大きな違いのところがあんです。よそにはないけども太子町だけが採用しとるものがある。それはジョイントなんですよ、つなぎ目。よそはフランジなんですよ、ほとんどが。で、太子町の場合はフランジも採用しとるけども、フランジ以外にバンドを採用しとるでしょ。あれの性能について説明をいただきたいと思うんです。

ここにショーボンドストラブカップリングというのを使うとるやない、全部ね。それが10カ所や20カ所と違うわけなん、いっぱい使うてあんなや。で、私が心配すんのは、通常に運転されるときはまあまあそうは心配してないんやけども、エアーかんだときに、300ミリのパイプにエアーハンマーでどんと来たときには、このバンドもつんですか。で、これの性能というのも一体、私の調査では、20年はもつだろうと言うんですわ。だけどそれまでに水漏れが起きるかも分からないけど、水漏れ我慢すりゃ20年はもつと。だけどフランジは50年、100年もつよというわけや。それ1カ所、2カ所違うわね、このバン

ドというのは、何十カ所というて使うとうやん。何でこんなことをしたん。よそないよ、上郡も播磨高原も見てきたけど、あらへん、うちだけですわ。太子町独特の施工方法なんや。で、業者さんに聞いたら、何でこんなん使うたと思いますかというて言うたら、そりゃ安う上がるわなと、これ使うたら、コストが。だから使うとってんやろうと。ということは、よそよりあの施設はかなり安いんですか。

それはまた所管の委員会で聞きますけども、とにかくこのバンドの性能、これちょっと説明してください。これが僕はちょっと納得いかんとこなんです。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 今言われてますバンド、何かカップリングという名前らしいんですけども、これの性能といいますが、現実に使われているわけなんですけども、私が察しますのに、すべてフランジで現実的に施工するとなればかなり厳しいのではないかと。といいますのは、型送りといいますが、一方から順次施工していく場合には容易に施工できるというふうには考えます。それがちょう字とか要はTの字とかバンドとか、そういうところで施工する上では、やはりどうしても中央だけが残るといったことが十分考えられます。そういった場合、フランジであれば多分パッキングがかみ合いにくいと、施工の上で。そういったことからフランジではなしに俗に言うカップリングというのを使われているのではないかというふうには思います。

それと1本もんで、フランジでいく場合、施工は多分しやすくなりますけども、材料としては余分なもんを使っておりますので一概に安くなるというふうには、私はないのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

上田富夫議員 あんたそれほんまに技術者の良心に基づいて発言しようか。いや、ほんまに。ほんま恥ずかしいない、そんなこと言

うて。いや、これ言わなしょうがないから言  
よんならしょうがないけども。己の、あんた  
にも良心あるやろ、良心がや。天に向かって  
恥ずかしくないか、そんなこと言うて。むち  
やくちなこと言いなはん。そりゃ、何も  
分からん素人の人にはそりゃ通るわ。僕にそ  
りゃないで。あんたみたいな論法が通るんや  
ったら、日本国じゅうみんなこれでやりたい  
わ、バンドで。このバンドであんたの理由で  
通るんやったら、日本全国の業者皆これで通  
したいわ。だけどこれじゃいかんから、現場  
合わせで苦労しとんのやないかいな。

そりゃあんたが言うとおりの、こっちからこ  
っちから合うて真ん中で合わへんねや。最後  
そのためにフランジの位置をずらしたり、み  
んなそりゃ苦労に苦労を重ねとんがな。上郡  
行ってってみなはれ。こんなフランジでセン  
ターこないこと振っとうで。それなぜかとい  
うたら、こっちとこっちと合なんだから最  
後、最後のとこで振っとるわけやから。そり  
ゃ苦労しとってやなと思うがな、あれ見た  
ら。当たり前やがな。その苦労がないため  
に、せんために、これバンド使うとんだらう  
が。だからこれおまえ配管いがんどるだが、  
見てみい。こうなって、こんなことになっ  
てやないか、への字にいがんどやないかいな。  
フランジやったらへの字にいがまんて、絶対  
に。こんなゴムやからへの字にいがむんやが  
い。そんなもんを、仕事がしやすいさかい恐  
らく業者がして、ほんでバンドを使うとうさ  
かいに余計金かかる。ふざけたこと言いな  
はん。

このバンド1つとフランジと現場の手間か  
らいうたら、こんなもん、だから言よんね  
や、これ何ぼするねやというて、僕は。高い  
や安いやと言うんやったら、このバンド1個  
何ぼするねんというて。それで性能は何年も  
つねやと。

ほいでエアーハンマーに対しての、あんた  
そないこと、300ミリが破裂したらどないな  
と思う。あんな施設一遍で飛んでまうで  
な。そやろ。それは分かるやろ、水道やっ

ったら。300ミリよ。300ミリの水道管がこ  
こで、バンドが破裂したらどんなことになる  
と思う。あんな施設ほんまにあっという間に飛  
んでまうやんか。だから僕は念には念を入れ  
て聞つきょうるわけや。だから安心感を与え  
るために絶対大丈夫やと、こうやという説明  
をしてもらわんと、不安でしゃあない。

それともう一つは、これを使わなあかなん  
だ必然性というのを、私はどない思うてもな  
いから、この性能と、それから一遍現地でよ  
う調べてみたで。ほれであの業者むちやくち  
やで。フランジやったってあんたねじ締め  
んと帰ったりやな、またそれを検査もせん  
と受け取った者も受け取った者や。そりゃ気  
の緩みとかうっかり、あんたらうっかりう  
っかりと言うけどな、ほいでうっかりで済  
ますんだらうけど。一遍ほんまにあればら  
してみちやろうかいなと思うぐらいひど  
いわ。私ばらさすか、一遍、ほんまに。

だから、バンドの説明だけはしてくださ  
い。あとは所管の委員会でやりますから。

議長（北川嘉明） 経済建設部長。

経済建設部長（富岡慎一） 私そこまで詳  
しく知りませんが、先ほど言いましたよ  
うにバンドと申しますか、施工性から出て  
きたのではないかということしか、現時点  
では分かりません。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませ  
んか。

（上田富夫議員「ほかについておまえ、  
分かりませんでそれで通すんかいや」  
の声あり）

それも答弁です。

（上田富夫議員「分かりませんと言う  
のも答弁か」の声あり）

あとまた委員会でと言われましたんで。

（上田富夫議員「委員会でないで、お  
まえ。皆知っててもらわな困るやな  
いか」の声あり）

続けます。

ないようですので、本日の質疑はこの程度

にとどめます。

~~~~~

日程第8 議案第53号 太子町公告式  
条例の一部を改正する条例の  
制定について

議長（北川嘉明） 日程第8、議案第53号  
太子町公告式条例の一部を改正する条例の制  
定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第53号  
は、会議規則第39条の規定によって、お手許  
に配りました議案付託表のとおり総務常任委  
員会に付託することにしたいと思います。ご  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第53号は総務常任委員会に  
付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第54号 職員の育児休  
業等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第9、議案第54号  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第54号  
は、会議規則第39条の規定によって、お手許  
に配りました議案付託表のとおり総務常任委  
員会に付託することにしたいと思います。ご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第54号は総務常任委員会に  
付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第55号 職員の勤務  
時間等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定につ  
いて

議長（北川嘉明） 日程第10、議案第55号  
職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第55号  
は、会議規則第39条の規定によって、お手許  
に配りました議案付託表のとおり総務常任委  
員会に付託することにしたいと思います。ご  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第55号は総務常任委員会に  
付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第56号 一般職の職  
員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例の制定に  
ついて

議長（北川嘉明） 日程第11、議案第56号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番服部千秋議員。

服部千秋議員 私は総務委員会に属しているのですが、一つだけここでお尋ねさせていただきます。

私はこのたびの地域手当がなくなることは、職員に気の毒で本当に仕方がありません。以前調整額5%が地域手当3%になり、またこのたび地域手当がなくなる。国や県との関係の中からこのようにされているのは分かりますが、播磨町や稲美町のように地域手当を残そうとされているところもあると聞いております。

職員のやる気という点についてお尋ねしたいと思います。

いろいろ意見はあるかと思いますが、私は町職員は一生懸命仕事をして考えていると考えています。100%かどうかは別として、また注意すべき点もあると思いますが、しかし、私は一生懸命働いてくれていると思っています。特に最近では、例えば税務課職員では夜の11時半まで働いている人もいますし、またほかの課でも遅くまで働いてくれている人もいます。団塊の世代がやめられ、正職員が少なくなっていく、つまり職員の仕事の量が以前より増え、またこれから職員は深い知識を以前より求められてくることと思います。だれしも生活をやっていかなければなりません。お金をもらって働いております。職員のやる気が薄れていかないか、そういうふうにならないように、それに対する対策は考えられているのか、お尋ねいたします。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） この地域手当といえますのは、民間賃金水準を適切に反映できるように、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準を調整するために支給されるというものでございました。

しかし一方、そういう調整の中で、国におきましては10月30日付でもちまして人口5万人未満の市町村で国における地域手当の指定基準により判断できない市町村にあってはもう支給対象としないことということが明確にうたわれましたので、職員にもその理解を求

めてまいりました。これは労使交渉の範囲の中でございますので、当然職員に対しましても過去5回労使交渉を持ちまして、最終的には全職員に対しましての理解を深めるため、中央公民館におきまして説明会も開催させていただきました。確かに生活給という一部の考え方もございますので、一部の職員においてはやはりそういうやる気というものはある程度こういったものに影響するだろうという考えはございますが、しかしあくまで公務員は全体の奉仕者であるということの理解のもとに何とか了承していただきまして、今回提出をさせていただいたという次第でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

服部千秋議員。

服部千秋議員 国が言ってきたこと、基準、通達、そういったことも理解、分かっておりますし、また職員が全体の奉仕者であるということも分かっております。

私はちょっとここで言うておきたいことは、やる気をちょっとでも持ってもらうように、そういうような接し方を管理される側は、職員にそういう姿勢で今後とも臨んでいただくことを言うておきます。

これで結構です、返事要りません。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

4番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 これ人事院の勧告を受け、これに準じてということでありますので、少し質問させていただきます。

まず、先ほど地域手当の件、これは国がこういうような形で打ち出しておりますが、町としてはどのように考えておられるのかというふうに思うところをお答えいただきたいなと思います。

それと、それに合わせて17年度の勧告にあった勤務実績を給与へ反映するっていう勧告が17年には出ておりましたが、たつとはきょうも新聞には出ておりましたがやってお

るようですが、その辺のあたりの今後の考え方があるのか。

それから、18年度の勤告においては給与の特別調整額、管理職手当の定額化というのがありました。そのあたりの考え方はどうなのかをお答えいただきたいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 地域手当としましては、先ほども申しましたように、職員にとっては生活の一部、生活給の一部であるという考え方でございます。

しかしながら、国の方に対しましてはやはり地域手当が人口5万人未満の市では支給されるべきでないといった中で、やはり特別交付税に対しましてのペナルティ的な要素も含んだ物の言い方をされておまして、やはりそういったことを考えますと、職員におきましてもそういうことは考慮せざるを得んということでございます。

金額にいたしまして約3,700万円の調整手当ということでございますので、現状の財政状況からしましたらかなりの部分を含めているということもございます。

それと、勤務実績の反映でございますが、これにつきましては、今現在人事評価の中で第4次といった試行をさせていただいております。そしてその中で管理職につきましては、この10月から来年3月までの勤務実績に応じまして、来年6月を勤勉手当につかまして一部勤務評価を入れていくというような進み方でございます。

それと、管理職手当の定額化につきましては、以前に整理をさせていただきまして、現在定額化での支給ということをさせていただいております。

以上です。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 分かりました。で、勤務実績の、それは第4次の人事評価の中に盛り込んでいくということですが、今管理職だけやっておるといのは、それは管理職には手当がつくということですか、実績に合わせ。そ

の辺はどうなんでしょう。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 調整といいますのはあくまで、今現在期末勤勉手当の中の勤勉手当というものが100分の72.5ございませぬ。その中で100分の71を基本に置きまして、残りの0.15ですかね、0.015ですかね、その部分をすべて持ち寄りまして、それを勤務実績に応じて配分していくということでございませぬので、現在勤勉手当を支給されておる金額の中においてそれを割り振りをしていくと、実績に応じて割り振りをするとということでございませぬので、総額そのものは、今現在支給されております勤勉手当の率は変わっておりませぬ。その合計の中で、一部すべてのものが平均的には、例えば100分の71を基本給としまして、残りの分を成績の優秀な者、悪い者、そういったものに振り分けるというやり方でございます。

ただ、来年の6月からは管理職を実施しますが、それに合わせまして職員もすべて、今現在能力評価、実績評価の試行段階でございます。そしてやはり問題もまだかなり出るだろうということも予測されますので、そういったものがある程度職員に納得いただける段階ですべての職員を対象にやっていきたいということでございます。

議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 私はその地域手当のことも確かに考えるところにもありますが、そういった部分、やはりやる気の問題では能力に合わせた勤務実績であったり能力に合わせたものの確立をやはり、一般質問にありましたが、急いでいただきたいと思いますので、よい形を期待したいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 普通、金額が多い少ないによって逆にやる気なくなるということになれば、この人事評価制度そのものの意味合いが違いますので、当然人事評価をする上ではその人事評価において個人がどこに能力が欠けているのか、そういった指導を

しながら職員を育てていくということが本来の目的でございます。その中で一部そういう金額的なものが出るということでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私はいろいろありまして、人勤の実施は必要なことだと思うんですが、町内の、特に一般化する気はないですけども、給与所得者の実態、これは必ずつかんでおかないことなんですけども、給与所得者の実態と町の職員の所得の実態というものが余にも乖離するということはあってはいけません。こういうことで、全国的に見れば、それぞれその地域に住んでる者の勤めている企業等のこともありますから、かなりの差があるというような状況の中で、やはりその地域、地域の給与所得者と比較において、やはりどの程度にあるべきかっていうことが基本になるっていうのは大事やと思うんですが、その点の調査はされているかどうかということ。

いつも言うことなんで、当然全体的につかんだ上で本町の職員との比較っていうのが必要だと思うんです。人勤は全国的に見ているわけで、また人事院制度の持っているところはその地域のことでやるわけですから、本町においてもそれだけのことはやるべきだと思うんですが、その点と、それから、別表にありますもので、それぞれの分布についても本席で説明、あるいは委員会でも、これは結構なんですけども分布状況についても説明を求めます。

それから、いわゆる、これきょうの、先ほども質問がありますけども、新聞でもたつとか近隣の市、いわゆる姫路、相生、たつの、赤穂、宍粟ということで、公務員に冬のボーナスっていうことで、先ほども質問がありますような、たつので管理職に格差っていう、こういう見出しで報じられておりますようなことが、来年の6月から実施すると言う

ておりますけれども、後の議案とも関係するんですけれども、姫路、赤穂においては特別職のカットの部分も出てきておる。そういうことがあるわけですが、やはり地域との絡み、また地域の財政の実態、そういうことでやっていかなきゃならないこと。生活との絡みはありますけれども、地域との乖離があってはならないと思いますのでその説明と、それから、いわゆる実施の時期、これ昨日の10日に支給ということでしょう。太子町どないしたんかいね。その辺も含めて、既に条例予算を可決しておるところはそれで済んだるけども、そうでないところは、いつどうするかというのが出てまいります。そういう点で、実施の時期についても期末、勤勉含めて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、1点目の地域の実態に即して調査がなされたかということでございますが、これはやはり太子町独自の調査というのはなかなか難しいことでございます。したがって、太子町におきましては、もう人事院の勧告によって制度化していくという考え方で現在まで来ております。

そして、今年度につきましては、今まで国の方におきましても100人以上の事業所を対象という選び方をされておりましたが、今年度、18年度から50人以上の事業所を対象に調査をされております。したがって、かなり近いところまで調査が進んできている中で、それは太子町独自では調査をされませんが、人事院の勧告に基づいた数字を利用させていただいたということでございます。

それと、別表の分布の人数でございますが、細かい人数は、私は持ち合わせておりませんので、もしよろしければあすの委員会の方でお答えさせていただきたいと思っております。

ただ、この別表の中の1級、2級、3級とございますが、本来は一般職の給与に関しましては6級までございます。そして、今回提案させていただいたものの該当する部分とし

て1、2、3級の表をつけさせていただきまして、現在人事院勧告によります給料が上がる方につきましては、1級の上から9番目ですか、14万2,800円、この給料の者から次の表の、いやいや、申しわけないです。2ページ目の上から2段目の17万200円という本俸の方から、次の右側の少し下の23万7,300円と書いてございますが、この間における人数の者が給料がアップされるということで、人数的には対象者が22名、この中にあります。

それと新聞の方でございますが、太子町の方につきましては、先ほども申しましたように、試行中ということではなかなか公平な観点で人を判断するということが難しいことでございます。ましてや実施が、この19年から初めてやっていきましたので、そこまで制度的な到達がされておりませんので、最終的にはやはり公平な評価ができるような状態に持っていく必要があるため、今は第4次ということで、管理職を対象に6月からやらせていただくということでございます。

そして特別職のカットにつきまして、後の条例もございまして、今回は太子町の特別職の給与の上程につきましては、本来は一般職と同じ期末、勤勉の率になるわけでございますが、過去に、平成9年と平成17年におきまして町独自のそういったアップをする場合、ストップをしております。したがって、他町と比べまして0.1カ月分他市町よりも少ない状態が、今現在太子町の部分でございます。

それと、この実施時期といいますのは、うちの方は12月21日が最終の可決ということを考えておりますので、もし可決されるならば12月27日に支給したいという段取りでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第12、議案第57号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと先にもう一般職のところでは言いましたけれども、特に今日いろいろなときに出てくるのが、財政が厳しいということを繰り返して言いまして、また自立を決めた後には自己決定、自己責任ということを主張し、その後においては補助金、負担金あるいは税の引き上げで住民に負担を強いるというようなことを繰り返してきているわけでありまして、今後もそういう形になっていくことが計画化されようとしているわけでありまして、そういう中で、ただ町の制度の改悪とか負担の増大に加えて、国、県の悪政によって住民生活はさらに疲弊している中で、特別職と教育長、さらに議員、こういうものの期末、勤勉に係るものについては引き上げを見合わせるというのが今、少なくとも引き上げを見合わせるということが大事であると思うんですけれども、それについての対

応について。

それから、そのために、たまたま紹介されたのが、きょうの新聞に載っておりましたので紹介したように、姫路市の場合は20%市長が、それから副市長が15%、これは2005年からやっていると書いてるんやね。それから、赤穂市も市長が10%、副市長が5%とそれぞれ減額をして対応をすると、こういうふうになっている。これ今の時勢からいえば当たり前のことだと思うんですけども、その点について、やはり町のトップの方が言わないと、これなかなかそうするということはできないと思うんですけども、これについて当たり前やと思いますか、どうですか。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） 今度の人事院勧告の関係で管理職、特別職ですね、の改定というのも私も悩んだところでございますが、先ほど総務部長の方からも報告がありましたように、人勤は人勤として確実に取り組んでいかないと、私も以前2回、太子町では人勤にそぐわない決定をしたというようなことも、もう記憶から飛んでしまっておるというようなこともございます。やはり人事院勧告は人事院勧告としてしっかりと受けとめ、その中でまた対応するべき面はやっていこうと、このように考えておるところでございます。

私どもにいたしましても8%、7%、6%のカットというのは現在も続けておりますので、そうした面は十分考え合わせながら、今回上程させていただいております。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 いや、それは十分承知してあります。ただそういうことを、8、7、6をやっとるからというて、いいんじゃないんですよ。住民にはもう厳しいことを押しつけているわけですから、こういうときに、人勤はあくまで一般職について行うものであって、特別職についてはそれぞれの報酬、給与引き上げの議案として、また事件として処理されるものですから、人勤に何も基づかなくてもいい

いと。そしてまた高給なんですから、その必要はないと、私は思うんです。

それで町民生活との絡みで言ってるわけがありますから、先に8、7、6をやってるからこれが当たり前っていうことではないということで、姿勢を伺っております。

特に特別職に準じて行われる議員、これは勤勉手当などについても本来はもうこういうことは切らないといけないと。常勤職には勤勉手当というのはあったとしても非常勤の議員には、それらもう外さないといけないと。こういうことを含めて町の姿勢を聞いとかなないといけないので、今尋ねております。再度伺いますけど、いかがですか。

議長（北川嘉明） 副町長。

副町長（八幡儀則） 町長からも申し上げたところですが、改定しない市町というところと、いわゆる改定するところ、確かに改定しない市町もたくさんございます。しかし改定しないところは、今回太子町の場合改定して、実は4.4カ月ということになります。4.4月になるんですが、既にもう4.4月に達してるからといいますか、現状ではもう、太子町がまだ今低い状態でございまして、先ほど総務部長なり町長から申し上げましたように、平成9年と平成17年のストップの、ストップといいますか、勧告をやむを得ず受けないという状況の中で、少ない月数になっております。したがって、今回人勤を受けて、人勤をしない市町に追いつく、あるいはまだそれより多いところの、実は現在でももう4.45月分のところも、実はございます。そういった状況でございますので、いろいろ総務常任委員会でしたか経済建設常任委員会が忘れましたが、水道料金のところでもご意見いただきましたので、悩んで悩んだ末の今回の上程ということに至っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（北川嘉明） 続けてください。

副町長（八幡儀則） 議員の皆さんも特別職は、いわゆるこの特別職のこれと準用する

ということになっておりますので、全く同じでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 町長。

町長（首藤正弘） これ、こういうときには議員さんすぐにそうおっしゃいます。しかし、これはやはり議員さんの中でまたご検討をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第57号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第13、議案第58号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条の規定によって、お手許

に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第14、議案第59号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この国保の65歳以上が後期高齢者との絡みで特別徴収化されるということですが、具体的に言いますと、対象者ですね、の数、それから該当する者の数、世帯、それと、これから国民健康保険というのは特に、先ほどの補正予算じゃないですけども、いわゆるメタボを中心とした予防事業等を行っていかないといけないわけですけども、これらのことで国保の税とは直接はかわりませんが、今後の取り組みをあわせて説明を求めておきたいと思っております。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 国保の特別対象者数ということでございますが、平成20年4月1日現在で、この世帯内の国民健康被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯数というのは901人でございます。

（桜井公晴議員「人か世帯か」の声あり）

人です。901人でございます。901人、人でございますが、世帯主数が901人でございます、世帯主数。その中で、世帯主を含む加入者といたしましては1,420人ということにな

っております。

そして、特別徴収となる被保険者数につきましては、現時点で対象となる年金額、遺族年金とか障害年金というのが、これは税務課の方での把握はもう困難でございます。したがって、全体的な不明というのは、今のところ把握ができてないということでございます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 俗に言います予防のメタボ対策というお尋ねでございますが、現在法律に基づきますところの特定健康診査等実施計画の策定を急いでおるところでございます。国の示す目標値があるわけですが、それらを照準に合わせて、具体的にどういった方法をとっていくか。

当然中身につきましては、ご承知のとおり健診の実施とそれに伴いますところの保健指導になってくるわけですが、細部につきましては、まだ今現在作成中というところでございます。

議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今、先ほど総務部長が説明したような、年金の実態が整理ができるというたらいつごろになるんかいね。それやっぱり、いずれにしても単身世帯、それで納税義務者、それで国保には擬制世帯っていうようなことが現実にはありますわね。今度からそれが変わりますわね。納税責任はこれまでは家族の中でも中心をなす者に擬制世帯主として納税義務者が決まってきましたでしょ。だからそれと、これからは一人ひとりが年金の受給者が納税義務者になると。国保も65歳以上はそうなるということになるんですから、それぞれの年金の種別によっても違うし、それでさらに後期高齢者になりますと、年間18万円以上についてはこういうことをやろうと、こういうことになるわけですから、対象となる世帯をしっかりとつかんでおらないと、ほんまにその人たちが困るんですよ。これ国保も困るんですよ、実際はもうこういう。そりゃ徴収する側は年金から取るんやさかいになんやけ

ども、そうでない者はもう大変なんですよ。だから、どういう者が実際対象になってくるかというのは、これ今そう分かってても委員会ではきちっと説明しといてもらえますかな。そういう種別に基づいて、どれが対象になってこうなっていくかというのを。よろしいか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 先ほど遺族年金や障害年金は未把握ということを行いました。介護保険料との合算等ができておりませんので不明でございますが、年金保険者からの年金情報につきましては、12月10日に通知予定で、その後国保資格者の確認、そして20年度仮徴収額の算定、介護保険料との合算等の作業がございます。そのために、当該者数の把握におきましては、平成20年2月中旬以降になれば確認ができるということでございます。

そして、今現在世帯主数901人と申し上げましたが、その中で後期高齢者に移行する人数としましては102名でございます。それと世帯主を含む加入者1,420人につきましては、そのうち167人が後期高齢者に移行するというのが現状での把握でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

12月12日から12月20日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。  
したがって、12月12日から12月20日まで本会

議を休会することに決定いたしました。

次の本会議は12月21日午前10時から開催します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(散会 午後2時55分)